

水源開発問題全国連絡会

第10回総会 資料

2003.11.23

愛媛県大洲市

総会日程

8：30～11：40
11：40～12：00
12：00～14：00

代表挨拶、事務局からの報告と提案及び討議、各地からの報告
昼食休憩
水源連のあり方、代表選出、自由討議、新代表挨拶、閉会

目次

水源開発問題全国連絡会第10回総会議題

I、概要	P-1	
II、水源連（および事務局）の活動報告と提案		
1. 経過報告		
2. 取り組むべき課題とその現状報告		
III、各地からの報告（別項参照）		
IV、水源連の今後のあり方 事務局案	P-3	
V、会則案	P-4	
VI、代表の選出		
事務局報告資料		
1. ダムを中止させる制度	P-5	
(1) 市民立法・公共事業三法案		
① 公共事業審査法案		
② ダム計画中止後の生活再建支援法案		
(2) 行政事件訴訟法改正に対して		
2. 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して	P-11	
(1) 河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況		
(2) 河川整備基本方針の内容		
(3) 河川整備計画の内容		
(4) 河川整備計画策定への住民参加		
3. 住民側からのダム総点検	P-15	
(1) 計画中・工事中のダムに対して		
(2) 既設ダムに対して		
[参考] 政府等によるダム見直しの経過と結果		
4. ダム中止を阻む諸問題に対して	P-24	
(1) 地下水の復権を求める運動		
(2) 不合理な水利権許可制度の民主化を求めて		
(3) 治水対策としてのダムの幻想をなくすためのマニュアルの作成		
(4) 渇水対策容量や環境改善容量への振り替えでダム計画の存続を はかることの不合理性の追及		
5. 受水予定団体のダム撤退のルールについて	P-27	
6. 最近の国土交通省の更なる反動化について	P-27	
各地からの報告資料	P-28	
肱川・山鳥坂ダム		
川辺川ダム		
徳山ダム		
太田川ダム		
設楽ダム		
清津川		

水源開発問題全国連絡会第10回総会議題

2002年10月27日に新潟県中里町で開かれた第9回総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I. 概要

この一年間、各地でいろいろな動きがありました。ここでは、川辺川ダム計画における「利水事業違法確定」、脱ダムの方向性を明白に示した淀川水系流域委員会の「提言」、水資源開発公団の水資源機構への移行、四国地方整備局による「肘川流域委員会の強引な立ち上げ」について述べます。

川辺川ダム計画に関しては、同ダムに水源を求める「国営川辺川土地改良事業変更計画」が5月に違法であることが確定しました。これにより、川辺川ダム計画の2大目的（治水と利水）の一つである利水は法的根拠がないものとなりました。長年にわたる農民の皆さんの運動が成果として結実したものです。この違法確定により、熊本県収用委員会は収用採決を行うことができない状態に陥り、新利水計画が策定されるまで審理を休止することを決定しました。新利水計画が正式に策定されるまで1年以上かかるといわれています。この新利水計画は農業用水の水源を川辺川ダムに依存することにはならないと、地元の人たちは考えています。これまでに中止されたダムのほとんどは利水面における必要性の欠落がその要因となっています。そして、川辺川ダムの利水目的が法的に破綻した現在、治水面における川辺川ダムの必要性の有無を明白にしておく必要があります。水源連としては、治水面に関してはその欺瞞性を住民討論集会で明らかにするとともに体系的治水代替案の作成と提示に取り組んできました。また、この収用委員会審理に積極的な関わるなかで川辺川ダム計画に公益性がないことを明らかにし、併せて、違法判決確定時にはダム中止の署名の取り組みを行ってきました。水源連としても現地の皆さん、全国の皆さんと共に、川辺川ダム計画を中止に追い込むための一翼を担い続けたいと考えます。

淀川水系流域委員会はこの1月に「ダムは建設中のものも含め、原則として建設しない」という画期的な文言を盛り込んだ「提言」（中間答申）を近畿地方整備局に提出しました。近畿地方整備局は淀川水系河川整備計画原案ではこの「提言」を無視した形でいわゆる5ダムの必要性を提示しています。この原案に対して、淀川流域委員会はあらためてそれらの事業計画について評価を行い、5ダムの中止を骨子とする意見書を提出することになっています。

一方、四国地方整備局は「肘川流域委員会」を10月31日に強引に発足させました。

この委員会は上記の淀川水系流域委員会とは180度方向の異なる委員構成であって、山鳥坂ダム計画に反対するものを排除し、山鳥坂ダム計画を肱川河川整備計画に押し込むことを目論んでいることが誰の眼にも明らかなものです。地元ではこのような流域委員会発足の中止を求める活動が行われ、水源連も同じ目的で、水源連加盟の団体会員名を付した要請書を四国地方整備局に提出しました。

淀川水系流域委員会と肘川流域委員会は共に、河川整備計画の策定手順を規定した河川法第16条の2の第3項に基づく委員会です。なぜ肘川流域委員会のようにダムに反対の意向を持つ者を締め出す流域委員会がつくられるのかを大いに問題にしなければなりません。これから全国の各河川で河川整備計画の策定が始まります。河川のあり方に住民の意向を活かせるシステムを早急に確立させなければなりません。

水資源開発公団の水資源機構への移行に伴い、水資源機構は新たな水源開発は行わないこととしました。しかし、もともと新規のダム計画はここ数年なかったのですから、逆に言い方をすれば、計画中のダムは完成させるという意思表示にはかなりません。水資源機構への移行に伴って、ダム計画の利水予定者が受水予定量を削減したり、ダム計画から撤退したりする場合の費用負担ルールが水資源機構法施行令で規定されました。この費用負担ルールは一言で言うならば、ダム計画が進行してからでは撤退しにくくさせるものです。

徳山ダムの場合は1千億円強という総事業費の大幅な増額が予定されています。徳山ダムに対する水需要が実際にはないので、この大幅増額の費用負担に耐えられるかが受水予定自治体にとって大きな問題になっています。また、水需要のないダム計画のために公金の支出することを許さない闘いが岐阜県や愛知県で展開されています。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、必要性が失われた数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

II. 水源連（および事務局）の活動報告と提案

1 経過報告

この一年間、水源連は川辺川ダム問題に取り組み、各地のダム反対運動への支援活動も行ってきました。海外の反ダム運動との連携にも力を入れました。内部的には相互の意思疎通を図る場として世話人会（総会に誇っていないので仮称とします）が発足しました。

（1）各ダム問題への関わり

1) 川辺川ダム

① 住民討論集会への対応（体系的治水代替案の作成）

- ② 収用委員会への対応
 - ③ 利水裁判勝訴後の署名活動
- 2) 各ダム問題の支援、活動、調査
ハッ場ダム、倉渕ダム、東大芦川ダム、霞ヶ浦導水事業、山鳥坂ダム、内海ダム、渡良瀬遊水池開発、太田川ダムなどについて、計画中止に向けた取り組みを進めました。

- (2) 世話人会の試行
水源連の総会で常に提起されていることは、十分な時間をかけて意思疎通を図る場を持つことでした。総会を年に複数回持つことは現実に困難です。昨年 11 月 29 日の津山での作戦会議の際に、年に数回全国の有志が討論し運動を作っていく場として、「幹事会」のような場の設置が求められました。そこで、各地域の運動の情報を的確に共有し、共通の課題に的確な対応ができるよう、各地域の運動体・個人が年に 2 回程度は相談し会える場として、世話人会を試行（総会を経ていないので試行とする）しました。
世話人会関係はこの総会で確認する事項です。
昨年の総会以降、下記の通り 3 回の世話人会を持ちました。

2月 22 日 拡大事務局会議（東京）
5月 17 日 「ダム問題交流会 in 大阪&水源連世話人会」

11月 1 日 総会に向けた世話人会（大阪）

- (3) ダムを中止させる制度の法制化
昨年度、市民立法・公共事業三法案を完成させ、冊子を発行しました。今年度はこの冊子を活用しつつ、公共事業チェック議員の会への説明会を持ちました。併せて、行政事件訴訟法の執行不停止問題等を解決するため、日本弁護士連合会司法改革調査室などとともに、国が進める司法制度改革への対応を始めました。

- (4) 海外反ダム運動との連携
アジア各国のダム反対運動との連携、「ダム影響住民国際会議」への出席

2 取り組むべき課題とその現状報告

- (1) ダムを中止させる制度
1) 市民立法・公共事業三法案
法制化に向けて国会への働きかけを進めるとともに、その内容を具現化するため、次の活動を進めます。
① 公共事業審査法案
この法案の最大のポイントは、異議申し立て者と事業者が事業の是非をめぐって徹底した討論を行える場を設定することにある。川辺川ダムや倉渕ダムなどで実現している公開討論会の開催を各ダムに拡げていく。
② ダム計画中止後の生活再建支援法案

ハッ場ダムなどの水没予定地の人たちに、ダム計画を中止した場合の地元再建案の作成を働きかけ、ダム反対運動の連携を図られるようにしていく。

- 2) 行政事件訴訟法改正に対して
市民立法・公共事業三法案の中の重要なテーマである行政事件訴訟法の執行不停止などの問題は、現在進行中の司法制度改革において改正の方向で検討が行われているので、これへの対応を進めていきます。

- (2) 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して
次の三つの課題に取り組む必要があります。
① 河川整備基本方針および河川整備計画の策定の状況、各流域委員会の状況、住民参加の状況を把握して、住民の意思を反映させるための方策を検討し、各団体と連携してその方策を実行していく。
② 河川整備計画策定への住民参加を保障させるため、国会、政府へ働きかけを行う。
③ 住民参加の必要条件（流域委員会の委員公募、公開、傍聴者の発言権など）を記したマニュアルを作成する。

- (3) 住民側からのダム総点検
1) 計画中・工事中のダム建設に対して
全国で今なお二百数十のダム建設が計画され、工事が進められています。各ダム反対運動団体が当該のダムだけではなく、周辺のダム計画もチェックして、中止に向けての活動を進めるよう、働きかけていきます。
2) 既設のダムに対して
既設ダムの問題点と利用状況（遊休水利権や未使用の状況）を把握して、既設ダムの運用改善および廃止に取り組むことが必要です。

- (4) ダム中止を阻む諸問題に対して
1) 地下水の復権を求める運動の展開
地盤沈下はすでに沈静化しているのに地下水切り捨ての計画が生き残り、それがダム建設の理由の一つになっています。地盤沈下がすでに沈静化し、地下水の利用が今後も可能であるという事実を広く伝え、地下水の復権を求める運動を展開することが必要です。
2) 不合理な水利権許可制度の民主化を求めて
ダム計画への参加を前提とした暫定水利権が与えられることによって、ダム計画への参加を余儀なくされている自治体が少なくありません。河川流量に余裕があって取水が可能であっても、ダム計画を推進するため、新規取水はすべて暫定水利権扱いにされています。この不合理な水利権許可制度の民主化を求めていくことが必要です。

3) 治水対策としてのダムの幻想をなくすためのマニュアルの作成
一般に治水対策としてダムが必要だと思い込まされているので、それが幻想であることを技術的に明らかにするためのマニュアルを作成します。

4) 渇水対策容量への振替でダム計画の存続をはかるとの不合理性の追及

利水予定者の撤退で本来ならばダム計画を中止または縮小しなければならないのに、新規利水容量を渇水対策容量に振り替えてダム計画の存続をはからうとする動きが目立っています。渇水対策容量確保の必要性が希薄であることを明らかにしていくことが必要です。

(5) 受水予定団体のダム撤退のルールについて

水資源機構法施行令に定められたダム撤退時の費用負担ルールを踏まえて、受水予定団体のダム撤退のルールを検討します。

(6) その他

- 最近の国土交通省の更なる反動化について

中止されたダムが復活する動きが出てきているところがあります（例、渡良瀬第二貯水池）。住民との対話路線から開発路線へと、反動化の動きがみられる国土交通省の最近の姿勢を追及することが必要です。

III 各地からの報告

（当日各団体より）

IV 水源開発問題全国連絡会の今後のあり方

事務局案

◆ これからも、発足時の三つの目的を原則とします。

ア) 互いの情報連絡を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦術、戦法を練る。

イ) 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。

ウ) 力を結集して、建設省（国土交通省）などと交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。

◆ これまでの活動・・・大きく分けると下記の5つについて取り組んできました。

- 科学的検証に基づくダム反対運動の支援； 苛田ダム、徳山ダム、川辺川ダム、足羽川ダム、細川内ダム、長良川河口堰、思川開発、

相模大堰、清津川ダム、宇奈月ダム、新月ダム、佐梨川ダム、渡良瀬遊水池開発、設楽ダムほか

- 情報の交換と発信： 機関紙「水源連だより」の発行、水源連ホームページの設置、水源連MLの拡大、
- 法案の作成と法制化の取り組み： 大規模公共事業見直し法案、河川法改正に対する市民側対案、公共事業・市民立法三法案
- 政府および国會議員に対して： 建設大臣（国土交通大臣）への要請、国土交通省等との交渉、公共事業チェック議員の会への働きかけ、各地域の運動団体と国會議員・省庁との話し合いの準備等
- 海外のダム反対運動との連携： ODAと称して、公害輸出ならぬダム輸出が行われています。「ダム先進国」の住民として、「ダム輸出国」の住民として、水源連関係者が海外の反ダム運動と連携を図ることとし、国際環境NGO FoE-Japan（Friends of the Earth）、メコンウォッチ等と連携した活動を進めています。

◆ 水源連運営に関する今後の方向性

- これまで事務局が担ってきた活動は今後も続けていきます。しかし、それだけでは運動が十分に展開できていないので、世話を中心に、会員からの提案と会員の協力を求めることとします。

その場合は、

- ①世話を等が、新たに取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案する。
- ②事務局が世話を人と相談しつつ、①の提案を検討し、実施可能と判断されたものは世話を等の協力を求めて実施していく。

◆ 代表などの役員

- 代表などの役員を必要に応じておきます。任期は1年とし、再選を妨げないこととします。

◆ 個人会員、団体会員が主体的に水源連の運営に関わるシステムの提案

- 総会、事務局、世話人

総会： 年に1回開催し、1年間の水源連の方向性を決める。

事務局： 東京におき、有志からなる。

総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。

世話をと意思疎通を図る。

世話を等から提起された課題について、世話をと相互に相談する。

事務局会議は毎月1回の定例と、臨時がある。

会員の事務局会議への出席は自由。

世話人：世話人は各団体からの代表と個人会員有志からなる。

相互及び、事務局との意思疎通を図る。

世話人と事務局で、世話人会を1年に1回以上開催。

世話人会についての具体的イメージは次のとおりです。

- ① 総会だけでは時間が少なく、きちんとした討議ができるないので、それを解消するために、総会前や中間期に世話人会を開いて、取り組むべき課題や総会の議題について話し合う。
- ② 各世話人が、そこで話されたことを各自の団体に持ち帰り、総会までに意見をまとめておく。
- ③ 総会では各世話人が意見を持ち寄り、実りのある討議を行う。

V 会則（別紙）

VI 代表の選任

- ・ 矢山有作代表が5月22日の世話人会で辞任を正式表明されたので、本総会で新たな代表を選任します。（矢山氏の後任について事務局としては、嶋津暉之・遠藤保男の共同代表、という案を持っていますが、これにこだわることなく、総会で議論の上、代表を選任したいと思います。）

2003年度会計報告

収入合計

前年度繰越金	¥ 1,097,456
前年度切手・葉書繰越	43,766
前年度総会益金	15,790
年会費	34,500
カンパ	659,000
冊子売り上げ	245,200
	99,200

支出合計

行動費 川辺川関係交通費など	¥ 877,482
切手代、葉書代	150,000
封筒代	283,810
通信費（電話・Fネット等）	70,000
印刷費（水源連だより等）	35,200
振り込み手数料	259,350
送料	8,180
データ打ち込み委託費	9,340
会議費	40,000
文具費	16,800
	4,802

次年度繰越金

その内次年度繰越切手・葉書

¥ 219,974
40,400

水源開発問題全国連絡会 会則（案）

1. (名称) 本会の名称は「水源開発問題全国連絡会」（略称＝水源連）とする。
2. (事務所) 事務所を東京に置く。
3. (目的) 本会は下記の3つを本会の目的とする。
 - 互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援する。
 - 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - 力を結集して、国土交通省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。
4. (活動) 本会は目的達成に向か、以下の活動を行う。
 - 科学的検証に基づくダム反対運動の支援。
 - 情報の交換と発信。
 - 主としてダム関連の政策提案。
 - 行政および議会等に対する働きかけ。
 - 海外のダム反対運動との連携。
 - その他
5. (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人・団体とする。
6. (会費と会計年度)
 - 個人年会費は3000円とする。
 - 団体年会費は一口5000円とする。
 - 会計年度は11月1日から翌年の10月31日とする。
7. (総会)
 - 年に1回開催し、1年間の本会の方向性を決める。
 - 必要に応じ、臨時総会を開催する。
8. (役員)
 - 代表ほか必要な役員を設ける。
 - 任期は1年とし、再選を妨げない。
 - 総会で選出する。
9. (事務局)
 - 総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。
 - 事務局は有志により構成する。
 - 事務局会議は月1回の定例会と、臨時会がある。
 - 事務局に会計を置き、総会において、会計報告を行う。
10. (世話人)
 - 世話人は事務局と協力して、本会の目的達成のための活動を行う。
 - 世話人は各団体会員から推薦された者と個人会員有志があたる。
 - 世話人と事務局で世話人会を年に1回以上開催する。
11. (本会則の施行) 本会則は、2003年11月23日より施行する。

取り組むべき課題とその現状報告

1 ダムを中止させる制度

(1) 市民立法・公共事業三法案

公共事業審査法案、ダム計画中止後の生活再建支援法案、土地収用法改正対案（行政事件訴訟法改正案を含む）の3法案を作成して、国会への働きかけを進めてきているが、国会上程への道のりは遠い。11月の総選挙の結果を踏まえ、国会への働きかけの方法を練り直して、再度チャレンジすることにしたい。

一方で、これら法案の内容を具現化するため、次の活動を進めていく。

① 公共事業審査法案

この法案の最大のポイントは、異議申し立て者と事業者が事業の是非をめぐって徹底した討論を行える場を設定することにある。川辺川ダムや倉渕ダムなどで実現している公開討論会の開催を各ダムに拡げていく。

ア 川辺川ダムの住民討論集会

2001年12月から治水をテーマとする討論集会が5回、環境をテーマとする討論集会が3回開かれた。主催は、形式上は第1回は熊本県、第2回以降は国土交通省であるが、実質はすべて熊本県の主催である。コーディネーターは熊本県職員で、国土交通省と住民側からそれぞれ登壇者を5～7名出して、討論を行ってきた。12月14日に治水・環境をテーマとして第9回の討論会が開かれる。

イ 倉渕ダム（群馬県）の公開討論会

群馬県と住民団体の共催で2003年8月9日に第1回の公開討論会が開かれた（討論会の案内と新聞記事参照）。第1回は治水をテーマとした。引き続き、第2回の討論会が開かれる予定である。この公開討論会は県と住民団体の共催ということもあって、討論会の進め方について住民団体はかなりの発言権をもっている。県と住民団体側がそれぞれ2名の登壇者を出して討論を行った。コーディネーターは群馬大学教授である。県河川審議会の委員長であるが、もともと比較的公平な人物であると知られていたので、住民側が推薦した。実際に討論会でのコーディネーターの運営は公平であった。第1回の討論会で倉渕ダムの治水面での欺瞞性がいくつも明らかになった。

② ダム計画中止後の生活再建支援法案

たとえば、ハッ場ダムの場合、地元はかつてはダム絶対反対の運動を進めていたけれども、長い長い反対運動に疲れ果てて、今はダム容認に変わっている。現在のハッ場ダム反対運動は下流の前橋や東京、千葉などで進められているが、地元の人々が反対運動団体にいつも投げかける言葉は、「あんたたちが来るのは20年遅い。」というものである。実際に地元の人は、ダム予定地であるが故に経済的に取り残されてしまった状態からの脱却を願って、ダムを前提とした将来の生活設計をしており、今の段階でダム中止と言っても「いまさらに何を」という気持ちをぶつけてくる。ただ、現実には補償基準調印後は国土交通省が手のひらを返したように地元に対して冷たくなり、ダムを前提した将来の生活設計そのものが危うくなってきている。（別紙の週刊金曜日の記事参照）。

そのような状況において地元の人々が一緒にダム反対に再び立ち上がるためには、ダム計画中止後も生活再建を進める制度を準備していくことが是非とも必要である。生活再建支援法案はそのための法案であって、ハッ場ダムの反対運動を展開する上でどうしても必要なものである。

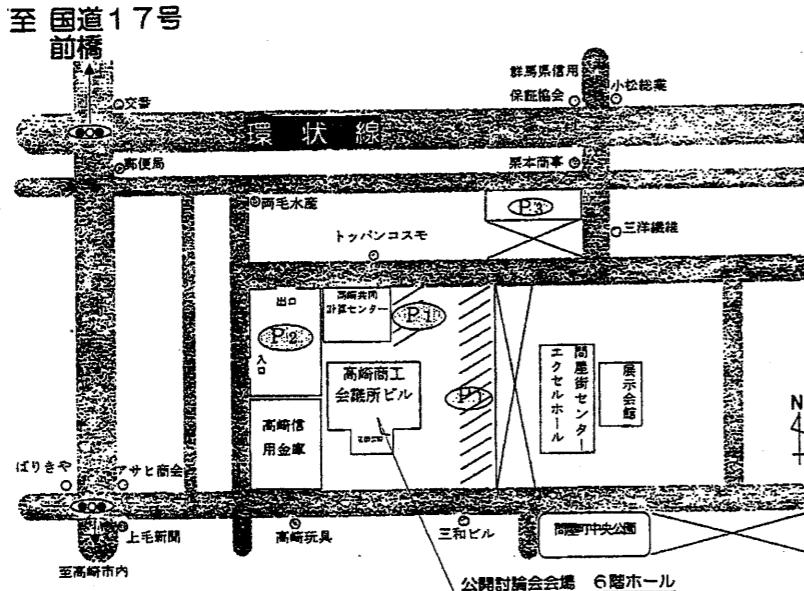
水没予定地の人たちに、ダム計画を中止した場合の地元再建案の作成を働きかけ、その将来プランの実現をはかるものとして、法案の立法化を求める運動を展開していきたい。

倉渕ダムについて

第1回 公開討論会

倉渕ダムの計画につきまして、治水・利水・環境の観点から行政と市民団体共催による『公開討論会』を開催します。
なお、今回は「治水計画」についての討論を行います。

- 主催：群馬県
市民4団体：<群馬の自然を守るネットワーク>
倉渕ダム建設をめざす市民の会、倉渕ダム研究会
烏川を大事にする会、倉渕つばさの会
- 開催日時：平成15年 8月 9日（土） 午後1時30分から4時30分
- 開催場所：高崎商工会議所ビル 6階ホール
住所：高崎市問屋町2-7-8 TEL: 027-361-5171
- 討論会：第1回「倉渕ダムの治水計画について」
コ-ディネーター：群馬大学工学部 小葉竹教授
討論者：市民団体側 大熊 孝氏、嶋津暉之氏
行政側 小林俊雄氏、荒井 唯氏
- その他：次回は「利水」「環境」を検討議題に公開討論会を予定しております



会場案内図

- 駐車設備には限度があります。
- 駐車場案内
P1: 30台
P2: 40台（1階のみ）
P3: 40台

市民団体と行政の主な論点（治水関係）

- ◇ 基本高水流量の設定について
- ◇ 国の治水計画との整合性について
- ◇ 倉渕ダムの洪水削減効果について
- ◇ 治水代替案（河川改修単独案）について
- ◇ 費用対効果について



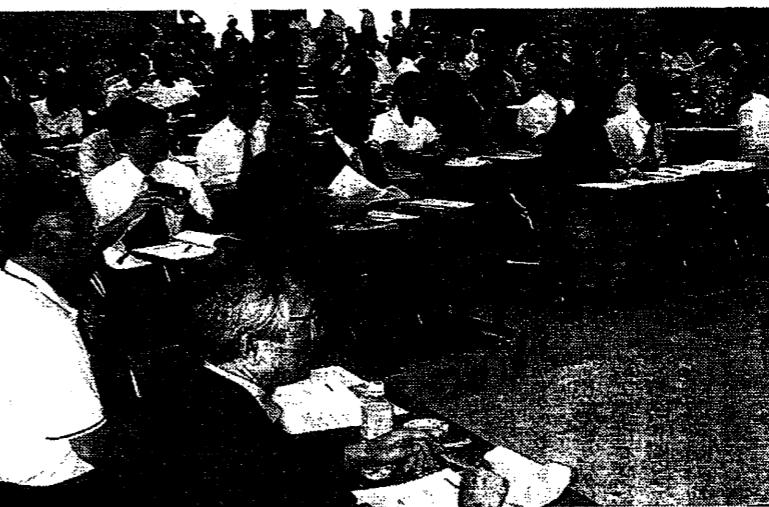
倉渕ダム建設公開討論会

治水議論は平行線

反対派

データ的裏付けない

県営倉渕ダム建設の賛否をめぐり、反対派市民団体と県との公開討論会が九日、高崎市の高崎商工会議所で開かれ、市民ら約四百人が出席した。市民団体は「県の言つたダムの必要性はデータ的な裏付けがない」と主張。県は「根拠となる資料は国の一基準に基づき算出し適正」と、あくまで計画の正当性を訴えた。次回は利水をテーマに今後、開催時期などを調整する。



県

国基準で算出、適正

初開催された倉渕ダム
公開討論会に集まつた
市民ら＝高崎市で

討論会は群馬大の小葉展開した。 竹重機教授を「データにこれに対し、県は「厳しい」と指摘。 市民団体側から新潟大の大熊孝教授と水源問題全国連絡会議の嶋津暉之、県側から河川課の小林俊雄課長ら二人が出席した。 市民団体側は、県がダムは地権者との交渉などで計画の根拠とする「百年に一度」の洪水流量やダムによる治水効果などを論点に計画を批判。洪水量は「算定根拠となる改修を行う」と從来通りの説明を繰り返した。 を基に算出。算出する計算も不適切」と指摘し、「過大な数値」とした。 その後、「仮に県の主張は机上の計算で、根張通りとしてもダムによる治水効果は水位が五十メートル下がる程度。河川改修のみで対応でき、その方が費用も少なく効率的」と同ダム不要論を述べた。（石井宏昌）

これに対し、県は「厳密なデータをすべて集めるには膨大な時間と労力が必要で、県レベルでは現実的でない。計画に採用したデータや算出方法は国の一基準に基づいていた。 討論会全体では、両者の主張は平行線のままだ。 たが、嶋津氏は「県の主張は机上の計算で、根張りながらできただ」、小林課長は「平行線や、それ違ひもあったが、私たちの考えは説明できた」と述べた。（石井宏昌）

流れに

群馬県・長野原町のハツ場ダム建設

設予定用地は五月現在、四分の一に当る一〇五ヘクタールが買収す。水に腐るものは撤去し更地にしなければ、補償金の七割しか出ないので、土台だけが残った屋敷跡が点在する。

昨年九月、初の代替地への移転をして長野原第一小学校が県内最古の木造校舎に別れを告げ、人里離れた山の中に移転した。一山をくり抜き平地にするだけでも三年余を費やす大工事で、完成までに五年かかった。

肝心の水没住民の代替地は、四年後の二〇〇七年完成予定とされるが、代替用地の地権者たちに聞くと、八月現在、用地交渉のための打診されまだないという。

ダム湖上方に新しいまちを建設して移り住む「現地再建方式」に安心して、賛成派に軽じた人も多く、当初の話では、用地補償交渉が成立する頃には、新しいまちが完成するはずだった。

一八八年に開かれた「モデル代替地」には、内装も含め坪七八万円もの見栄えのする住宅がつくられ、水没住民に夢を見させた。しかし、代替地建設が進まないため、不安を募らせ、金があるうちにと自主的に転出する人が後を絶たない。水没三五〇世帯中、八月末で約一三〇世帯の移転が成立し、行く行くは八割近くの転出

が見込まれる。

部分水没する同町林地区のように水没する一〇軒全部が他地区に移転し、代替地は必要なくなるという珍現象も出ている。「国土交通省は出ていくのを待っている」との風評が裏付けられた形で、これこそ狙い目だつたのは、との声がしきりだ。かたやここまでくれば、仕上げたも同然の同省はあわてずさわがすで、地権者側からの呼び出しに直ちにかけつけた調印前とは、一変してきたとう。

国交省は地権者たちに、①公簿面積より実面積が多い場合は、実面積を、少ない時は多い公簿面積に即す補償を出す、②建物はすべて新築補償にすると約束した。①については、当時のハツ場工事事務所長と長

「ツ場方式」は完全に崩れてしまった。問題の根源は、代替地問題に何らの手も打たれていないのに補償基準の調印を急ぎすぎたことにある。

赤字路線まで しつかり工事

住民への対応は疎かな

群馬県・ハツ場計画 高まる計画見直し

群馬県・長野原町のハツ場ダム計画が始まって五一年。費用対効果や建設意義が問い合わせられているにもかかわらず、工事は着々と本音をもらす。住民の心情をくすぐり続けてきた「犠牲者の出ない八

段落し、これからは大手企業による再建築が望めるのか、夢碎かれて愕然とする住民たちは、「こんなみじめなダムはない」と嘆き、「はめられた」と本音をもらす。住民の心情をくすぐり続けてきた「犠牲者の出ない八

ツ場方式」は完全に崩れてしまったといえる。

問題の根源は、代替地問

題に何らの手も打たれていないのに補償基準の調印を急ぎすぎたことにある。

建設会社が掘削機

械等の調達に日時を要するので、入札は早めに行ない、着工までの何年間かの間に地主との交渉をまとめることだ。

上げは決定事項とはいへ、地上権の設定一つにても、地元も固まりきらないうちに早々と持ち出してきたのは国交省であった。JR線工事などの入札も用地買収が済まないうちから行なわれた。建設会社が掘削機

械等の調達に日時を要するので、入

札は早めに行ない、着工までの何年間かの間に地主との交渉をまとめることだ。

最後に回される。吾妻トンネル進入路の要の地点に土地を持つTさん宅に、印鑑を貰いにきたのは開通間近の今年二月。Tさんは全国的に知られた反対派だった。拒もうにも拒み切れぬ状況を作り上げるのである。

反対運動はカネの威力を背景に、陰に陽に執拗に締めつけて解体させられることには変わりがない。

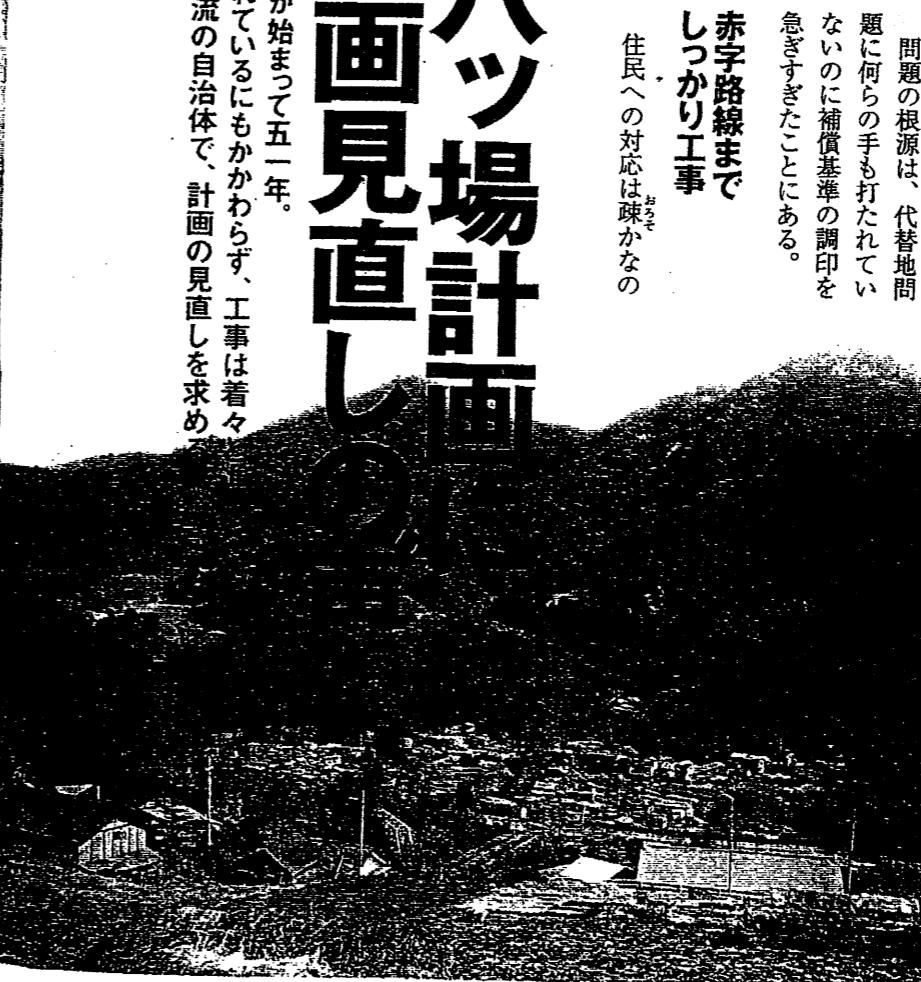
国道145号線の付け替え工事も部分的に完成、この他に五県道が新設される。そのうちの一つ、県道「林・吾妻線」の「吾妻トンネル」工事は、補償基準調印の少なくとも一年半も前の一九九九年一二月から始まり、今秋には完成する。

既成事実の積み重ね

子どものころから建設過程をみてきた水没住民は、「一つ終われば次の段階にと、あの手この手で既成事実が積み重ねられ、次につなげられてきた」と証言する。水没地内の買い



川原湯温泉駅前の移転家屋の取り壊し現場。



野原町長の公印が押された文書もあるので、昨年「国に予算がなく、財務省も認めて」と破棄された。(2)についても新築に必要な額には及ばぬ額であることが明白になった。

補償額であることは、財務省も認めない」と破棄された。(2)についても新築に必要な額には及ばぬ額であることが明白になった。

野原町長の公印が押された文書もあるので、昨年「国に予算がなく、財務省も認めて」と破棄された。(2)についても新築に必要な額には及ばぬ額であることは、財務省も認めない」と破棄された。(2)

に、周辺整備は滞りなく進む。進入路と防災ダムがほとんど完了。付けて道路も部分的に完成し、ジョイント部の接続を待つ。通行止めの標識が外された新道を走ると、いつの間にといった感じで、真新しい舗装

段落し、これからは大手企業による再建築が望めるのか、夢碎かれて愕然とする住民たちは、「こんなみじめなダムはない」と嘆き、「はめられた」と本音をもらす。住民の心情をくすぐり続けてきた「犠牲者の出ない八

ツ場方式」は完全に崩れてしまったといえる。

問題の根源は、代替地問題に何らの手も打たれていないのに補償基準の調印を急ぎすぎたことにある。

建設会社が掘削機械等の調達に日時を要するので、入札は早めに行ない、着工までの何年間かの間に地主との交渉をまとめることだ。

上げは決定事項とはいへ、地上権の設定一つにても、地元も固まりきらないうちに早々と持ち出してきたのは国交省であった。JR線工事などの入札も用地買収が済まないうちから行なわれた。建設会社が掘削機

械等の調達に日時を要するので、入札は早めに行ない、着工までの何年間かの間に地主との交渉をまとめることだ。

最後に回される。吾妻トンネル進入路の要の地点に土地を持つTさん宅に、印鑑を貰いにきたのは開通間近の今年二月。Tさんは全国的に知られた反対派だった。拒もうにも拒み切れぬ状況を作り上げるのである。

反対運動はカネの威力を背景に、陰に陽に執拗に締めつけて解体させられることには変わりがない。

国道145号線の付け替え工事も部分的に完成、この他に五県道が新設される。そのうちの一つ、県道「林・吾妻線」の「吾妻トンネル」工事は、補償基準調印の少なくとも一年半も前の一九九九年一二月から始まり、今秋には完成する。

野原町長の公印が押された文書もあるので、昨年「国に予算がなく、財務省も認めて」と破棄された。(2)

についても新築に必要な額には及ばぬ額であることは、財務省も認めない」と破棄された。(2)

に、周辺整備は滞りなく進む。進入路と防災ダムがほとんど完了。付けて道路も部分的に完成し、ジョイント部の接続を待つ。通行止めの標識が外された新道を走ると、いつの間にといった感じで、真新しい舗装

司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会 第24回会合（平成15年10月24日）の配布資料より

(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/kentoukai/05gyouseisousyou.html>)

（2）行政事件訴訟法改正に対して

市民立法・公共事業三法案の中の重要なテーマである行政事件訴訟法の執行不停止問題は、現在進行中の司法制度改革において改正の方向で検討が行われている。ダム建設等の公共事業に関して行政事件訴訟法により行政処分取消しの訴訟を提起しても、行政事件訴訟法第25条により、執行不停止の原則になっているため、裁判の審理が行われている間にも、工事が休むことなく進行していく。判決が出るころには工事のほとんどが完成して、裁判の内容では勝っても、すでに訴えの利益がないとする事情判決になることさえある。このようにダム建設等を中止させる機能がない行政事件訴訟法を根本から改正し、執行停止の原則に変えることが是非とも必要である。

政府の司法制度改革推進本部の行政検討会では、執行不停止問題のほかに、原告適格などの重要な問題も議論されている。10月24日の行政検討会では、「行政訴訟制度の見直しのための考え方と問題点の整理」として、別紙の資料が配付された。私たちもこの行政検討会の動きを監視し続けて、必要に応じて意見書を出していくことが必要である。8月のパブリックコメント募集の際は別紙の意見書を提出した。

行政訴訟制度の見直しのための考え方と問題点の整理
(今後の検討のためのたたき台)

第2 具体的な見直しの考え方

1 救済範囲の拡大

(1) 取消訴訟の原告適格の拡大

取消訴訟の原告適格に着いて[処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者]と定める行政事件訴訟法第9条の規定について、原告適格が実質的に広く認められるような規定とする。

(注1) 原告適格は訴訟による法的な救済を求める資格の問題であるから、何ら法的評価を経ない事実上の利益だけで原告適格を認めることは困難であるという意味において、基本的な考え方として「法律上の利益」が必要であることは否定し難いのではないか。もっとも、そのように考えるとして、「法律上の利益」が認められる範囲をどのような考え方で画するかについてはなお検討が必要であり、その際、原告適格を基礎付ける利益と処分権者が処分の際に考慮すべき利益との関係をどのように考えるべきかなどについて検討が必要ではないか。その上で、条文の文言をどのようなものとするかについては、原告適格が取消訴訟の訴訟要件であることを踏まえて、どのような規定の仕方が合理的かつ客観的な判断基準を提供することとなるのかについて検討が必要ではないか。

(注2) 「自己の法律上の利益に關係のない違法」を取消しの理由とすることができないことを規定する行政事件訴訟法第10条第1項の規定を見直すべきであるとの考え方については、規定の趣旨や、原告適格について規定する行政事件訴訟法第9条の「法律上の利益」と行政事件訴訟法第10条第1項の「法律上の利益」との関係について、さらに検討する必要があるのではないか。

（2）団体訴訟

団体訴訟の導入については、法分野ごとに、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益、当該処分等の特質等を考慮して、十分な検討を行う必要がある。

(注1) 一般法である行政事件訴訟法で、団体訴訟について規定を置くことが法制的に必要か否か、その必要がある場合にはどのような規定を置くべきかについては、民事訴訟一般において議論されている団体訴訟の考え方との関係を含め、さらに検討する必要があるのではないか。

(注2) 団体の構成員の利益又は団体固有の利益と、団体の訴訟遂行権限との関係についても、さらに検討する必要があるのではないか。

4 本案判決前における仮の救済の制度の整備

(1) 執行停止の要件

行政事件訴訟法第25条第2項本文の定める執行停止の要件(「处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」)に関し、損害の性質のみならず損害の程度などを総合的に考慮することができるよう規定に改めることについてなお検討する。

(注) 一定期間経過後に執行力が発生する制度及び処分が執行された場合に生じる損害が重大なときのための暫定的な執行停止制度を設けるべきであるとの考え方については、個別の法分野ごとに、公益や第三者に及ぼす影響などを勘案しつつ、これらの制度の導入が必要かつ適切なのはどのような場合かについて、さらに検討する必要があるのではないか。

(2) 執行停止以外の仮の救済制度

義務付け訴訟の及び差止訴訟を法定することを前提として、執行停止制度以外に、仮の義務付け及び仮の差止めの制度を設けることについてなお検討する。

(注1) 執行停止の制度や仮の義務付け及び仮の差止めの制度では救済が不十分な場合があるのか、仮にあるとすればそれはどのような場合かについて、さらに検討する必要があるのではないか。

(注2) 仮の義務付け及び仮の差止めの要件の在り方については、義務付け訴訟及び差止訴訟の要件を踏まえた上で、仮の救済としての制度の性質や執行停止の要件との関係をも考慮して検討する必要があるのではないか。

(3) 執行停止決定に対する不服申立て

執行停止決定に対する不服申立てについては、内閣総理大臣の異議の制度(行政事件訴訟法第27条)を含め、その具体的在り方についてなお検討する。

(注1) 執行停止決定に対する即時抗告(行政事件訴訟法第25条第6項)が、執行停止決定の執行を停止する効力を有しないこと(行政事件訴訟法第25条第7項、なお民事訴訟法第334条第1項参照)については、様々な評価がある。

(注2) 内閣総理大臣の異議の制度については、廃止を含めた見直しをすべきであるとする意見がある一方、国家の緊急事態等の場合への対応のため、制度の見直しについては慎重に検討すべきであるとの意見がある。

5 その他

(2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについては、行政訴訟の特殊性にも配慮し、弁護士報酬の敗訴者負担制度の持つ訴訟の活用を促す側面と訴えの提起を萎縮させる側面の両面の観点等を考慮して、他の訴訟における取扱いの検討を踏まえつつ、十分な検討を行う必要がある。

(注) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについては、他の訴訟における取扱い(敗訴者負担の制度の適用範囲等)の検討を踏まえつつ、上記の諸要素を勘案して、さらに検討する必要があるのではないか。

(3) 国の支出の違法性を確保するための納税者訴訟

国の支出に対し、訴訟による行政の違法性の確保の機能を拡充する観点から、地方自治法第242条の2以下の住民訴訟に類する制度として、例えば国の支出に違法があると思われるときに国民が会計検査院に対し検査の請求をして会計検査院の判断に不服があれば国民が訴訟で争うなど、国の違法支出に関する納税者訴訟の制度を創設すべきであるとの考え方については、国財務会計制度の在り方全体の中で、司法の果たすべき役割がどのようなものであるべきかとの観点から、権力分立の原理との関係等に配慮しつつ、十分な検討を行う必要がある。

(注1) 司法権の本質と裁判所の役割、財政に関する国会の権限との関係、会計検査院の憲法上の位置付けその他の憲法上の問題点の有無について、さらに検討する必要があるのではないか。

(注2) 行政事件訴訟法に、行政訴訟の目的を明らかにする規定を設けるか否かについては、行政訴訟の目的として主張される「国民の権利利益の救済」と「行政の違法性の確保」との関係のとらえ方が多様かつ複雑であることや、目的規定の機能を踏まえつつ、一義的な目的の設定の適否等の観点を含め、検討する必要があるのではないか。

2003年8月11日

司法制度改革改革推進本部

行政訴訟検討会

座長 塩野 宏 様

水源開発問題全国連絡会

代表 矢山 有作

行政訴訟制度の改革について

貴検討会が行政訴訟制度を根本から見直して行政事件訴訟法を抜本的に改正する作業を進められていることに深く敬意を表します。

今回の改革は、今までおよそ40年間も踏襲され、様々な弊害をもたらしてきた行政訴訟制度を基本から作り直すものであって、その改革はこれから数十年に及ぶ、きわめて重要な意味を持っています。

貴検討会のホームページを読むと、行政訴訟制度の問題点と改善の方向について正鵠を射た意見が各委員から数多く出されており、それらの意見に基づいて真に国民の立場に立った行政訴訟制度が新たに構築されることを願うばかりであります。

特に次の改革は是非とも必要です。

1. 執行停止の原則を採用すること
2. 原告適格を拡大すること
3. 行政側に適法立証責任を負わせること

とりわけ、1. 執行停止原則の採用は、ダム問題に関わる私たちにとって何としても達成しなければならない課題です。ダム建設事業に関しては、ダム反対を貫く住民に対して土地収用法による強制収用が行われるようとすることがあります。その事業認定に対して、その取消しを求めて提訴しても、行政事件訴訟法は執行不停止の原則を採用しているため、裁判所で審理している間もダム工事は休むことなく進行していきます。そして、判決が下りる頃にはダム工事がほぼ完成していて、裁判で争ったこと自体が無意味になってしまることがしばしばあります。時にはすでに完成して、たとえ裁判の内容では原告側の主張が通っても、訴えの利益がすでにあるとする事情判決になることもあります。

このように裁判所での審理を無意味にする現行の執行不停止原則を執行停止原則に改めることが何としても必要であります。

一方で、貴検討会の動向で危惧されることがあります。それは、4月25日の検討会で新たに明らかになった最高裁と内閣法制局による事前チェックであります。検討会委員の多くから出されている意見は、行政訴訟制度の根本的な改革を求めるものです。最高裁や

内閣法制局の意向に沿ってその多数意見をないがしろにし、現状に合わせた小手先の改革にとどめることは断じて許されません。

また、敗訴者負担制度を公害・環境事件について導入すべきか否かという議論がされていきます。住民が提起する行政訴訟はすべて住民の自己負担で行われており、ほとんど原告側弁護士のボランティア活動で成り立っているのが実態です。もし敗訴者負担制度が導入され、敗訴した当事者に勝訴した側の弁護士報酬を負担させる制度が導入されれば、住民は敗訴した場合を考えると行政訴訟に踏み切ることができなくなってしまいます。このように、行政提訴への萎縮効果が極めて大きい敗訴者負担制度は絶対に導入すべきではありません。

貴検討会が課された使命を十分に認識され、現行の行政訴訟制度の諸問題を洗い出して、真に国民の立場に立った行政訴訟制度を新たに構築されることを強くお願いたします。

連絡先 水源開発問題全国連絡会 事務局

堀田正人

〒102-0093 千代田区平河町1-7-1W201 リバークラブ内

TEL 03 - 5211 - 5429 FAX 03 - 5211 - 5538

2 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）で、

基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）と計画高水流量（河道整備で流下可能となる最大洪水流量）がきまり、必要なダム（群）の規模が決定される。

しかし、実際には数十年前に策定された工事実施基本計画の基本高水流量の値がそのまま踏襲されており、河川整備基本方針を新たに策定される意味が失われている。

河川整備計画（20～30年間の整備計画）で

河川整備計画で目標とすべき最大洪水流量が設定され、それに応じて具体的なダム建設計画の場所、規模が定められる。

河川整備計画が実際の河川整備の具体的な内容を定めるものであるので、その目標流量がダム建設の是非に関わる数字になっており、その設定がきわめて重要な意味をもっている。

（1）河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で20水系、2級河川で221水系である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が8水系、2級河川が104水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

（2）河川整備基本方針の内容

1級河川8水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量、計画高水流量の数字がそのまま踏襲されている。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということと同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は、流量確率評価〔注〕と既往最大流量の2点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックには全くなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

〔注〕工事実施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率法で求められている。

しかし、雨量確率法は最終値を求めるまでに計算者の判断要素が入る余地がいくつもあるため、客観的な計算手法とはいえない。それに対し、流量確率法は統計計算だけによるものであるので、使用データと統計手法の選択に誤りがなければ、その計算値は客観的なものである。河川法改正直後においては、河川整備基本方針の基本高水流量を設定するのに際し、当時の建設省内部で流量確率法を中心とした算出方法を採用することが検討されていた。しかし、その後、工事実施基本計画の基本高水流量を河川整備基本方針でも変えない方針が出されたため、流量確率法で基本高水流量を再計算することは見送られることになった。

今回、1級河川では一応、流量確率方式による評価が行われているけれども、その実態はきわめて形式的なものである。実測流量の代わりに推定実績流量を使ったり、或いは過大な値が算出される統計手法をわざわざ入れることによって、基本高水流量が妥当だという結論が得られるようしている。

雨量確率方式：最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去のいくつかの洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果の中から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を選択する。

流量確率方式：流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

〔補足〕宮城県の大川で基本高水流量を元の数字に戻す動き

二級河川である大川では新月ダム問題があつて、大川治水利水検討委員会が設置

され、その委員会の答申(2000年6月)により、基本高水流量(曙橋)は従来の1000m³/秒を870m³/秒に変更することになった。しかし、今年7月に新たに大川治水計画意見交換会が設置され、基本高水流量を1000m³/秒に戻すための手順が踏まれている。これは、国土交通省の指示によるものと思われる。基本高水流量を変更しないというのが国土交通省の方針であって、二級河川もその方針に反する河川整備基本方針を許可しないことにしていていると推測される。

(3) 河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは8河川である。計画原案が示された4河川も含めて、12河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い合わせるとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②/①
留萌川（北海道）大和田	1300m ³ /秒	1050m ³ /秒	0.81
多摩川（東京都等）石原	8700m ³ /秒	4500m ³ /秒	0.52
大野川（大分県等）白滝橋	11000m ³ /秒	9500m ³ /秒	0.86
豊川（愛知県）石田	7100m ³ /秒	4650m ³ /秒	0.65
沙流川（北海道）平取	5400m ³ /秒	4300m ³ /秒	0.80
最上川（山形県）両羽橋	9000m ³ /秒	7600m ³ /秒	0.84
中筋川（高知県）磯ノ川	1200m ³ /秒	1000m ³ /秒	0.83
由良川（京都府）福知山	6500m ³ /秒	3700m ³ /秒	0.57
白川（熊本県）代継橋	3400m ³ /秒	2300m ³ /秒	0.68
狩野川（静岡県）大仁	4000m ³ /秒	3100m ³ /秒	0.78
荒川（新潟県）花立	8000m ³ /秒	7500m ³ /秒	0.94
肱川（愛媛県）大洲	6300m ³ /秒	5000m ³ /秒	0.79

(4) 河川整備計画策定への住民参加

次の三つの課題に取り組む必要がある。

- ① 河川整備計画の策定に対する住民参加の状況、各流域委員会の状況を把握して、住民の意思を反映させるための方策を検討し、各団体と連携してその方策を実行していく。[注]
- ② 河川整備計画策定への住民参加を保障させるため、国会、政府へ働きかけを行う。
- ③ 住民参加の必要条件（流域委員会の設置時期、流域委員会の委員公募、公開、傍聴者の発言権など）を記したマニュアルを作成する。

[注]各河川における河川整備計画策定への住民参加の状況、流域委員会の状況等についての資料入手が本総会に間に合わなかったので、後日、水源連だよりでその資料の解析結果を報告することにしたい。

1級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量(2003年10月現在)

河川整備基本方針の目標流量(工事実施基本計画の値をそのまま使用。計画規模の変更があった大淀川を除く。)

	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川(北海道)	1/100	平取	5400	3900	1500	1978年
留萌川(北海道)	1/100	大和田	1300	800	500	1988年
最上川(山形県)	1/150	両羽橋	9000	8000	1000	1974年
多摩川(東京都等)	1/200	石原	8700	6500	2200	1975年
狩野川(静岡県)	1/100	大仁	4000	4000	0	1968年
豊川(愛知県)	1/150	石田	7100	4100	3000	1971年
由良川(京都府等)	1/100	福知山	6500	5600	900	1966年
大野川(大分県等)	1/100	白滝橋	11000	9500	1500	1974年
本明川(長崎県)	1/100	裏山	1070	810	260	1991年
白川(熊本県)	1/150	代継橋	3400	3000	400	1980年
米代川(秋田県等)	1/100	二ツ井	9200	8200	1000	1973年
荒川(新潟県等)	1/100	花立	8000	6500	1500	1968年
斐伊川(島根県等)	1/150	上島	5100	4500	600	1976年
天塩川(北海道)	1/100	誉平	6400	5700	700	1987年
富士川(静岡県等)	1/150	北松野	16600	16600	0	1974年
大淀川(宮崎県等)	1/150	柏田	9700	8700	1000	1965年
(工事実施基本計画の1/70を変更)			(工事実施基本計画 7500)			
手取川(石川県)	1/100	鶴来	6000	5000	1000	1967年
櫛田川(三重県)	1/100	両郡橋	4800	4300	500	1968年
肱川(愛媛県)	1/100	大洲	6300	4700	1600	1973年
筑後川(佐賀県等)	1/150	荒瀬	10000	6000	4000	1995年

河川整備計画の目標流量

	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等(かつこは既設)
留萌川(北海道)	大和田	1050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川(東京都等)	石原	4500	戦後最大	0	
大野川(大分県等)	白滝橋	9500	既往最大	0	
豊川(愛知県)	石田	4650	戦後最大	550	設楽ダム
沙流川(北海道)	平取	4300	戦後最大雨量による想定最大洪水	1000	(二風谷ダム)、平取ダム
最上川(山形県)	両羽橋	7600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム
中筋川(高知県)	磯ノ川	1000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
(中筋川の基本高水流量 1200 計画規模1/100)					
狩野川(静岡県)	大仁	3100	1/50洪水	0	

河川整備計画原案の目標流量

	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等(かつこは既設)
由良川(京都府等)	福知山	3700	戦後第四位	0	
白川(熊本県)	代継橋	2300	1/20～1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
荒川(新潟県等)	花立	7500	既往最大	1000	(大石ダム)、横川ダム
肱川(愛媛県)	大洲	5000	戦後最大	1100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム

河川整備基本方針が策定された2級河川

(○は河川整備計画も策定された河川)

二級河川河川整備基本方針・河川整備計画の同意状況

都道府県名	水系名	整備計画
北海道	厚別川	
北海道	厚真川	○
北海道	上古丹川	○
北海道	豊島川	
北海道	折川	
北海道	勝納川	
北海道	吉井別川	
北海道	静内川	
北海道	底路川	○
北海道	田沢川	
北海道	知利別川	
北海道	泊川	
北海道	春琴川	
北海道	ホンベツ川	
北海道	乳呑川	
北海道	波恵川	
北海道	轟川	
北海道	豊舟川	
北海道	頭別川	
北海道	小平築川	
北海道	東部川	
北海道	福島川	
北海道	豊来川	
北海道	白老川	
北海道	大橋川	
北海道	広瀬川	○
北海道	鳥頭川	○
北海道	白水川	○
北海道	床舟川	○
北海道	斜里川	
北海道	新川	

都道府県名	水系名	整備計画
青森県	田名部川	
青森県	堤川	
青森県	中村川	
岩手県	氣仙川	○
宮城県	伊里前川	○
福島県	木戸川	○
福島県	喜井川	○
茨城県	利根川	
千葉県	平久里川	
新潟県	石川	○
新潟県	胎内川	○
新潟県	前川	○
新潟県	國府川	○
新潟県	越後川	
新潟県	福石川	
新潟県	黒瀬川	
新潟県	西浜川	
新潟県	華山山谷川	○
新潟県	鶴石川	
新潟県	鶴川	
新潟県	越本川	
富山県	小川	○
和歌山県	萬の川	
和歌山県	切目川	○
和歌山県	片貝川	○
富山県	鶴川	
石川県	河原田川	
石川県	米町川	○
石川県	加茂川	
石川県	新堀川	
石川県	町野川	
石川県	御祓川	○
石川県	羽咋川	
静岡県	菅野川	○
静岡県	太田川	○
静岡県	藤津川	○
静岡県	瀬戸川	○
静岡県	新川	○
静岡県	蘆川	○
静岡県	八木沢大川	○
静岡県	松原川	○
静岡県	勝間田川	
静岡県	喜阿弥川	
三重県	陰山路川	○
三重県	久見川	
島根県	都万川	○

平成15年9月30日現在

都道府県名	水系名	整備計画
三重県	いわたがわ	○
島根県	中村川	
岡山県	幸崎川	○
岡山県	寺田川	○
岡山県	瀧川	○
広島県	八幡川	○
広島県	尾崎川	○
広島県	賀茂川	○
広島県	黒瀬川	○
広島県	手城川	
広島県	沼田川	○
広島県	通野川	
広島県	岡の下川	
広島県	エイケイジカワ	
山口県	有帆川	○
山口県	切戸川	○
山口県	飛野川	
山口県	三隈川	○
山口県	大内川	○
山口県	勘場川	
山口県	日高川	
山口県	真鶴川	○
山口県	玉瀬川	○
山口県	前場川	○
山口県	萩市川	○
山口県	さわなみ	
山口県	江頭川	○
山口県	神田川	
山口県	柳川	
山口県	南若川	
徳島県	宍喰川	
香川県	綾川	○
香川県	音楽川	
香川県	大東川	○
香川県	高瀬川	
香川県	別当川	○
香川県	漢川	○
愛媛県	須賀川	○

都道府県名	水系名	整備計画
愛媛県	北川	○
愛媛県	洗地川	○
愛媛県	宮前川	○
愛媛県	オガワ川	
愛媛県	イヌガワ	
高知県	新川	○
高知県	和食川	○
高知県	以布利川	○
高知県	下川	○
高知県	益野川	
高知県	景吾川	
高知県	筒防形川	
福岡県	慈川	
福岡県	佐賀河川	○
福岡県	漢川	○
福岡県	笠立川	
福岡県	櫻川	
福岡県	瑞梅寺川	
佐賀県	鹿島川	○
佐賀県	佐賀川	
佐賀県	上津浦川	○
熊本県	高派川	
熊本県	脇入川	○
熊本県	路木川	○
熊本県	広瀬川	
大分県	臼杵川	○
大分県	武藏川	○
佐賀県	有田川	
佐賀県	浜川	
佐賀県	市木川	
長崎県	ひよどり川	○
宮崎県	広瀬川	○
宮崎県	耳川	
長崎県	小夜々川	○
長崎県	佐渡川	
長崎県	とぎつ川	
長崎県	浦尻川	
鹿児島県	大和川	○
鹿児島県	花瀬川	
鹿児島県	阿木名川	
鹿児島県	大里川	
沖縄県	瀬間川	○
沖縄県	那名屋川	○
沖縄県	自比川	○
沖縄県	中の川	○

都道府県名	水系名	整備計画
沖縄県	真喜屋大川	○
沖縄県	慶部川	○
沖縄県	大保川	○
沖縄県	小波瀬川	○
沖縄県	安瀬川	

同意済み 221 104

3. 住民側からのダム総点検

(1) 計画中・工事中のダムに対して

2003年度は国土交通省関連で工事中、計画中を含めて全国で合計173のダム事業が推進されている(別表参照)。内訳は直轄事業60、水資源機構事業12、補助事業10である。(ただし、生活貯水池〔総貯水容量100万m³未満〕を除く)。

各ダム反対運動団体が当該のダムだけではなく、周辺のダム計画もチェックして、それらのダムについても中止に向けての活動を進めていく必要がある。

(2) 既設ダムに対して

既設ダムについても問題点と利用状況(遊休水利権や未使用の状況)を把握して、既設ダムの運用改善および廃止に取り組むことが必要である。

① 水余りで運用の必要性がなくなった事例：霞ヶ浦開発事業(1995年度完了)

霞ヶ浦開発事業は霞ヶ浦をダム湖のように水位を操作できるようにするための開発事業で、1995年度に完了した。しかし、この事業に対する実際の水需要は小さく、水位操作の必要性は失われている。国土交通省が96年度から水位操作を部分的に実施したところ、アサザ等の水草の生育に甚大な影響が出たので、NPO法人アサザ基金の申し入れにより、2000年秋から水位操作が中止された。ところが、最近になって国土交通省は住民の反対を押し切って水位操作を再開しようとしている。

霞ヶ浦の水位操作問題の経過は別掲の木村龍男氏の論文を参照されたい。

② ダムが周辺地区の地割れを引き起こした事例：大滝ダム(2002年度完了)

(TBS「噂の東京マガジン」2003年7月6日より)(経過は別紙参照)

『現場は、奈良県川上村に46軒の集落が広がる白屋地区。今年4月頃から地割れやヒビなどの被害が相次ぎその被害は地区全体に広がり、今もなお拡大しているという。ある家ではトイレ部分を支える土台がパックリと割れ大きな隙間が出来ていた。別の家では畳を上げて床板をはがしてみると…地面に“地震の後の地割れ”的な亀裂が走っているではないか!この地区のお年寄りは「80年住んでいるけど、今までこんなことはなかった」と困惑の表情。

<不気味な地割れの原因とは!?>

白屋地区を襲ったヒビや地割れの原因と言われているのが『ダム』。ここから4キロ下流にある大滝ダムは43年の歳月と3千2百億円をかけて造られた多目的ダム。昨年8月に完成、今年の3月から水を貯めはじめところダム湖のすぐ上にある白屋地区でヒビや地割れが続出したというのだ。こうした異変に国はダムとの因果関係について「疑わしい」という見解だ。

国の原因調査によれば、白屋地区を通る地下水の水位がダムの水位と共に上昇し地中の空洞に溜まった空気を押して浮力が発生。その浮力が地面を押し上げ、地すべりなどを起こすのだという。現在、国は白屋地区住民の一時避難用のプレハブを建設中で、この工事と同時にダムの水を抜きたい考えなのだが…。住民たちは「いま水を抜くと浮力を失い陥没や地割れ、地すべりが起こるかもしれない。全員の避難が完了するまで水を抜くのは待って欲しい」と言っている。水を抜きたい国と移転が先と主張する住民。両者の因縁は43年前へ遡る。

<43年前の因縁とは!?>

昭和34年の伊勢湾台風で受けた大被害を契機に造られたのが大滝ダム。しかし周辺住民の反対は根強く決定から着工まで23年を要し、その中で最後まで反対し続けたのが白屋地区。白屋地区的住民は29年も前に大滝ダムと地すべりの関係について、独自に専門家に調査を依頼。その時の報告書は、「白屋地区は、以前から地すべりの危険地帯で、昔から水路や畑は地すべりを考慮した造り方になっていた」と指摘。さらに、その上で「大滝ダムによって白屋地区的地すべりは拡大し、それを防止することは出来ない。移転以外に道はない」と結論付けていたのだ。つまり、ダムの必要性を訴える国と、先人たちの知恵が根付いた土地にダムは危険な存在と主張する住民は、長年にわたり意見が食い違っていたのだ。

こうした国と住民の見解が対立する中で、新たな危険を指摘する専門家もいる。その専門家によると「吉野川沿いには断層があって大滝ダム周辺の断層のうち3本が白屋地区を走っている。この断層を流れる地下水が、ダムによって行き場を失ったことが今回の地すべりの原因だ」白屋地区では湧き水の位置が変わるなどこの専門家の説を裏付ける異変も起きていた。

』

平成 15 年度の各ダム事業の予算額（国土交通省関係）

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	15年度 事業費	備考
多目的ダム建設事業			事業費(利水費を含む。)
球磨川川辺川ダム	熊本	11,000	建設工事
利根川八ツ場ダム	群馬	19,000	"
吉井川苦田ダム	岡山	11,500	"
庄内川小里川ダム	岐阜	2,600	" (完成予定)
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	1,887	"
渡川中筋川総合開発	高知	800	"
最上川長井ダム	山形	9,000	"
阿武隈川増上川ダム	福島	10,000	"
利根川湯西川ダム	栃木	6,200	"
米代川森吉山ダム	秋田	9,100	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	3,052	"
神戸川志津見ダム	島根	6,270	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	2,000	"
大分川大分川ダム	大分	3,200	"
北上川胆沢ダム	岩手	8,600	"
天竜川三峰川総合開発	長野	6,590	"
江の川灰塚ダム	広島	8,700	"
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	6,500	"
淀川大戸川ダム	滋賀	1,670	"
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	550	"
荒川横川ダム	山形	5,000	"
木曾川横山ダム再開発	岐阜	3,750	"
九頭竜川鳴鹿大堰	福井	1,100	" (完成予定)
岩木川津軽ダム	青森	4,000	"
千代川殿ダム	鳥取	4,600	"
斐伊川尾原ダム	島根	3,900	"
肱川山鳥坂ダム	愛媛	600	"
庄川利賀ダム	富山	2,000	"
九頭竜川足羽川ダム	福井	700	"
本明川本明川ダム	長崎	600	"
雄物川成瀬ダム	秋田	1,500	"
豊川設楽ダム	愛知	1,301	" (建設移行)
沙流川総合開発	北海道	1,000	"
石狩川忠別ダム	北海道	12,327	"
留萌川留萌ダム	北海道	3,857	"
石狩川幾春別川総合開発	北海道	2,402	"
天塩川サンルダム	北海道	987	"
羽地大川羽地ダム	沖縄	1,127	"
沖縄東部河川総合開発	沖縄	1,752	"
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	8,004	"
筑後川城原川ダム	佐賀	100	実施計画調査
信濃川清津川ダム	新潟	165	"
上器川総合開発	香川	30	"
緑川七瀧ダム	熊本	20	"
鳴瀬川総合開発	宮城	200	"
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	180	"
子吉川島海ダム	秋田	200	"
矢作川上矢作ダム	岐阜	80	"
座津武川座津武ダム	沖縄	20	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	15年度 事業費	備考
直轄河川総合開発事業			
白川立野ダム	熊本	801	建設工事
木曾川流水総合改善	岐阜	20	"
鬼怒川上流ダム群連携	栃木	2,400	"
石狩川夕張シユーバロダム	北海道	2,449	"
荒川流水総合改善	埼玉	50	実施計画調査
荒川上流ダム再開発	埼玉	73	"
那賀川総合整備	徳島	140	"
筑後川水系ダム群連携	福岡	300	"
利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	280	"
直轄流況調整河川事業			
筑後川佐賀導水事業	佐賀	4,651	建設工事
利根川那珂川戻ヶ浦導水事業	茨城	5,400	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	15年度 事業費	備考
水資源開発事業			事業費(交付金) 上段():利水費を含む。
木曾川徳山ダム	岐阜	(14,600) 7,586	建設工事
荒川滝沢ダム	埼玉	(17,492) 9,564	"
荒川浦山ダム	埼玉	(4,970) 2,378	(償還分)
淀川日吉ダム	京都	(3,955) 2,405	"
利根川恩川開発	栃木	(2,700) 2,693	建設工事
利根川戸倉ダム	群馬	(1,320) 643	"
筑後川大山ダム	大分	(3,900) 2,386	"
淀川川上ダム	三重	(2,250) 1,584	"
利根川武藏水路改築	埼玉	(500) 499	"
淀川丹生ダム	滋賀	(2,400) 839	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(1,143) 1,142	" (建設移行)
利根川栗原川ダム	群馬	(290) 290	実施計画調査

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	15年度事業費	備考
河川総合開発事業(補助)			
新井田川	世増ダム	青森	411 建設工事(完成予定)
堤川	駒込ダム	"	309 "
築川	築川ダム	岩手	1,768 "
盛川	鷹生ダム	"	2,720 "
気仙川	津付ダム	"	100 "
迫川	迫川総合開発	宮城	2,396 "
筒砂子川	筒砂子ダム	"	4 "
迫川	長沼ダム	"	1,697 "
小坂川	砂子沢ダム	秋田	683 "
鬼面川	網木川ダム	山形	2,606 "
今出川	今出川総合開発	福島	57 "
木戸川	木戸ダム	"	3,778 "
大北川	小山ダム	茨城	319 "
三河沢川	三河沢ダム	栃木	178 "(完成予定)"
大芦川	東大芦川ダム	"	313 "
鳥川	倉渕ダム	群馬	615 "
碓氷川	増田川ダム	"	92 "
夷隅川	大多喜ダム	千葉	45 "
破間川	広神ダム	新潟	2,483 "
佐梨川	佐梨川ダム	"	2 "
柿崎川	柿崎川ダム	"	71 "(完成予定)"
胎内川	奥胎内ダム	"	736 "
葛野川	深城ダム	山梨	1,600 "
琴川	琴川ダム	"	260 "
浅川	浅川ダム	長野	0 "
東条川	小仁熊ダム	"	380 "(完成予定)"
砥川	下諏訪ダム	"	0 "
夜間瀬川	角間ダム	"	9 "(県方針決定まで執行保留)"
大聖寺川	九谷ダム	石川	328 "
犀川	辰巳ダム	"	499 "
町野川	北河内ダム	"	1,089 "
荒城川	丹生川ダム	岐阜	876 "
大八賀川	大島ダム	"	198 "
太田川	太田川ダム	静岡	1,703 "
鳥川	男川ダム	愛知	170 "
河内川	河内川ダム	福井	359 "
浄土寺川	浄土寺川ダム	"	1,897 "
吉野瀬川他	日野川総合開発	"	3,514 "
畑川	畑川ダム	京都	285 "
安威川	安威川ダム	大阪	3,138 "
新湊川	石井ダム	兵庫	344 "
千種川	金出地ダム	"	10 "
武庫川	武庫川ダム	"	10 "
切目川	切目川ダム	和歌山	234 "
周布川	大長見ダム	島根	196 "(完成予定)"
浜田川	浜田川総合開発	"	449 "
三室川	三室川ダム	岡山	1,923 "
沼田川	福富ダム	広島	275 "
錦川	平瀬ダム	山口	224 "
深川川	大河内川ダム	"	43 "
香東川	桃川ダム	香川	537 "
別当川	内海ダム(再)	"	250 "
和食川	和食ダム	高知	150 "(建設移行)"

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	15年度事業費	備考
事業費(公共費)			
福地川	福智山ダム	福岡	644 建設工事(完成予定)
那珂川	五ヶ山ダム	"	224 "
祓川	伊良原ダム	"	242 "
鹿島川	中木庭ダム	佐賀	3,141 "
井手口川	井手口川ダム	"	316 "
川棚川	石木ダム	長崎	769 "
中島川他	長崎水害緊急	"	1,031 "
伊木力川	伊木力ダム	"	156 "
志佐川	笛吹ダム	"	1,917 "
釧路院川	釧路院ダム	熊本	4 "
路木川	路木ダム	"	41 "
一ツ瀬川	吹山ダム	宮崎	95 "
徳富川	徳富ダム	北海道	1,050 "
当別川	当別ダム	"	1,100 "
庶路川	庶路ダム	"	2,755 "
厚真川	厚幌ダム	"	1,327 "
齊内川	真木ダム	秋田	30 実施計画調査
新田川	新田川ダム	福島	5 "
渡川	五名ダム(再)	香川	110 "
大根川	清瀧ダム	福岡	45 "
有田川	有田川総合開発	佐賀	20 "
村松川	村松ダム	長崎	15 "
儀間川他	儀間川総合開発	沖縄	290 "

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	15年度事業費	備考
治水ダム建設事業(補助)			
儀明川	儀明川ダム	新潟	120 建設工事
常浪川	常浪川ダム	"	130 "
鶴川	鶴川ダム	"	130 "
上川	蓼科ダム	長野	10 "(県方針決定まで執行保留)"
長良川	内ヶ谷ダム	岐阜	300 "
加茂川	鳥羽河内ダム	三重	60 "
安曇川	北川ダム	滋賀	300 "
芹川	栗栖ダム	"	50 "
大津川	横尾川ダム	大阪	200 "
岩井川	岩井川ダム	奈良	1,090 "
朝鍋川	朝鍋ダム	鳥取	2,036 "
都治川	波積ダム	島根	130 "
益田川	益田川ダム	"	2,800 "
加茂川	四川ダム	広島	1,000 "
八幡川	梶毛ダム	"	1,600 "
賀茂川	仁賀ダム	"	200 "
綾川	綾川ダム群連携	香川	80 "
巨瀬川	藤波ダム	福岡	2,690 "
川辺川	五木ダム	熊本	100 "
福葉川他	竹田水害緊急	大分	3,140 "
新川	西之谷ダム	鹿児島	1,080 "
大和沢川	大和沢ダム	青森	35 実施計画調査
中村川	中村ダム	"	10 "
川内沢川	川内沢ダム	宮城	10 "
最上小国川	最上小国川ダム	山形	40 "
清川	清川ダム	長野	10 "(県方針決定まで執行保留)"
矢原川	矢原川ダム	島根	30 "

区分	輔助				計	
	直	輔	補	助		
区 分	本省配分	一括配分	計(B)	本省配分	一括配分	計(B)
治水事業等	655,974	835,476	478,038	345,378	823,416	1,134,012
河川	341,865	123,444	465,299	81,793	335,961	417,754
ダム	222,080	54,659	276,739	106,696	8,265	114,961
砂防	91,539	-	91,539	205,323	1,152	206,475

(注) 1. 「ダム事業」の直轄には利水者負担金を含む。

2. 「治水事業等」及び「急傾斜地等事業」の補助には、道路関係社会资本を含む。

3. 「ダム事業」には他に水資源開発事業交付金4,3, 6,64百万円がある。

4. 「河川事業」には都市環境整備事業分 直轄2,6, 4,55百万円、補助7, 9,17百万円を含む。

霞ヶ浦植生帶再生への実験

NPOの新たな挑戦

木村 龍男

霞ヶ浦の水資源開発事業

霞ヶ浦の水資源開発事業は、次の三段階により進められている。

- (1) 霞ヶ浦開発事業（一九六八年度着工、一九九五年度完成、事業費二七四〇億円）
利根川との合流点に設けられた常陸川逆水門（霞ヶ浦水資源開発図参照）の操作（締め切り）と湖岸のコンクリート堤防化により水がめ化の基盤が作られ、鹿島工業用水、つくば研究学園都市などの上水、石岡および鹿島南部農業用水などの取水が進められた。
- (2) 霞ヶ浦用水事業（一九七九年度着工、二〇〇四年度完成予定、事業費二四八八億円）
茨城県南西部におもに農業用水を送るためのパイプライン事業であり、送水路が完成した地域から用水供給が開始されている。
- (3) 霞ヶ浦導水事業（以下導水事業と略す）（一九八

れ、また観光資源である潮来のアヤメ園では約八万株のアヤメが冠水が原因で根腐れが生じた。アシの衰退は、コンクリート垂直護岸沿いでとくに激しく、衰退して残ったアシも三年後にはほとんど消滅している。冬場の水位上昇を伴う水位操作開始以来およそ四年間にアサザ群落は一〇分の一に激減し、絶滅寸前にまで追込まれた。市民連絡会議は飯島博の提唱により一九九五年よりアサザを植付けて群落形成を計り、その波消し効果を利用してアシなどの湖岸植生再生をめざすというアサザプロジェクトに取組んできたが、植付けたアサザも群落形成どころか、定着することさえ容易ではなかつた。

冬場の水位上昇中止と生態系回復への試み

建設省は、冬場の水位上昇は霞ヶ浦用水をはじめ、かんがい期の水利用に備えるためと説明している。しかしかんがい用の水が必要となるのは四月下旬からで、それよりも前の二月下旬に水位を平水位に落としてしまってはまったく役立たない。いつてみれば机上の空論による計画を実行していた。生活の利便性を抑え

四年度着工、二〇一〇年度完成予定、事業費一九〇〇億円）

那珂川と霞ヶ浦を巨大トンネルで結び、さらに霞ヶ浦と利根川を導水路で結んで、新たに茨城、東京、千葉に上水と工業用水を供給するという事業である。二〇〇〇年度完成予定であったが、事業費で約六〇%、総延長距離で約二五%の進捗率で、完成予定を一〇年延長した。

冬場の水位上昇と水生植物群落への影響

建設省（当時）は、霞ヶ浦開発事業完成後の一九九六年度から、四月から九月中旬までは平水位に近いY・P+1・〇〇～1・1〇mを、また十月からは水位を上げ、一月から二月までの冬場は當時満水位のY・P+1・三〇mを維持し、三月下旬に平水位に戻すという水位運用を開始した。さらに「ダム等の管理に係わるフォローアップ制度」により「霞ヶ浦開発事業モニタリング委員会」を発足させ、同年度から五年間にわたりモニタリング調査を実施した。

霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議（飯島博事務局長、以下市民連絡会議と略す）は、このような本格的な水位操作の実施以前から、冬場の水位上昇時には強い波によってアシ原や水生植物群落が浸食されることを警告してきた。この警告は冬場の水位上昇の初年度から現実のものとなり、湖内各地でアシ原が浸食さ

技術と人間 2003.7月号

国土交通省、冬期の水位上昇再開を持ち出す

霞ヶ浦工事事務所は、昨年十月四日、アサザ基金に二〇〇二年度冬期より「水位上昇と水辺環境の変化について運用試験を実施する」ことを通告し、八日に「水位上昇」を「水位変動」に変えて新聞記者発表した。この試験運用では「変動幅を大きくして上昇と下降の水位変動と水辺環境の変化を調べる」と説明しているが、その実態は、霞ヶ浦開発で当初予定された水需要の到来を前提とした試験運用であることは明白であり、利用上限水位（Y・P+1・三〇m）への上昇頻度を多くして水利権者に実体を示すことにならうがある。水利権者（最大のユ・サ・トは茨城県）への配慮からの決定であることは国土交通省河川局も認めている。検討会に詰ることもなく、アサザ基金を含めて霞ヶ浦工事事務所と協働で霞ヶ浦湖岸植生帯復元事業を進めてき

いと検討会委員の了解を求めた。委員の多くは連絡会を通して検討が進めながら復元事業が続けられるものと考え、了承する形となつた。しかし連絡会は一度も持たれないまま今日に至っている。このことは、すでに国土交通省内に水位上昇再開決定を優先するという伏線があつて、あえて検討会を終わりにすることにしたのではないか。

上水、工業用水とともに水需要が計画時の予測に反して大幅に減っており、夏期に必要とされる農業用水（とくに霞ヶ浦用水）も社会情勢や節水型農業手法の普及により大幅な減量が見込まれる中で、従来の水需要予測に基づき試験運用を実施することは非常に疑問である。二〇〇〇年に冬季の水位上昇試験中止を決めたときも、これまでの水使用の実績から水位上昇の必要がないことを確認した結果であると国土交通省河川局自ら認めているではないか。ます水需要の実績データを公表し、現状をふまえた水需要予測の見直しを提起すべきである。また二〇〇〇年の水位上昇試験中止決定時に冬季の水位上昇が必要かどうか検討した結果とデータを公表すべきである。

確かにこの十数年異常気象が続き、霞ヶ浦流域でも

た関係者の事前協議もなく、一方的に決定を押しつけるやり方は、協働事業に水をさるものであり、信頼関係を損なうものである。このような国土交通省の姿勢は、まだ部分的とはいって近年変化が見られるた河川行政における環境保全や情報公開、住民参加、NPOとの連携などの動きに逆行するものである。

ところでその検討会についてであるが、二〇〇〇年十一月の第一回以来五回の検討会が開催され、市民に公開の下で鷲谷いつみ東大教授を始め保全生態学の専門家、霞ヶ浦の植生研究で著名な松井善雄信州大学名誉教授、河川生態の専門家、それに飯島博アサザ基金代表理事等が委員となって、形式的ではなく、湖岸植生復元に向けた実質的な検討が進められてきた。二〇〇二年七月の第五回ですでに復元前と比べて復元後の浮葉、抽水、湿生植物とともに確認種数が増えていることが報告された。またこの検討会で浮葉および抽水植物の減退要因として水位上昇と波浪の増大が認められた。早々とこのような成果が確認され、さらに復元事業が継続されることになったにもかかわらず、霞ヶ浦工事事務所は七月二十二日の第五回検討会をもつて最終回とし、以後連絡会を適宜開催することで対応した

技術と人間 2003.7月号

七月から八月にかけて雨なし日が一ヶ月あるいはそれ以上続くということがまれではなくなつた。このような夏の渇水に対しても夏までに水位をY・P+1・一〇mに保つていれば、Y・P+1・〇m、渇水が厳しい年でもY・P+0・九mに下がるまで水を使うことにより凌ぐことができるることはこの数年の実績が示している。なによりも十月に水位上昇し、三月に平水位に戻すという運用は、夏期の水需要への対応とは無関係である。

国土交通省は、冬季Y・P+1・三〇mの水位上昇は一九五八年のような大渇水に備えるためであるともいつている。霞ヶ浦の水位は一九五八年二月中から低下し始め、七月に最低のY・P+0・九mになった。このときのアナロジーから冬季Y・P+1・三〇mの水位上昇が必要であるということのようである。しかしこのときはまだ常陸川逆水門による水位管理は始まっていかつたので、このようなアナロジー 자체が正しいとはいえない。

二〇〇一年度より湖岸植生帯復元事業が開始されたが、まだ実験的施設が用意されたばかりで、一部で植生の回復が見られ、よい兆候が出ているとはいっても、

65

生帶の回復といつには程遠い。これから数年をかけてモニタリングを進めながら本格的に復元事業に取組まなければならぬ時期に冬期の水位上昇を再開すれば、せつかく回復の兆しが見えたアサザ、マコモ、ヨシ等の植物群が破滅的影響を受けることは、一九九五年から五年間にわたるモニタリングの結果からみても明らかである。上昇と下降を繰返すといつても、水位上昇を伴う試験運用では植生帶回復を阻害する恐れがある。水供給に余裕がある、この時期こそ植生帶復元にできるだけ適した水位管理（春の水位低下など）を実施し、植生帶復元事業に専念できる、まだない機会である。復元事業が進んだとはい、霞ヶ浦全体からみればごく一部の試みに過ぎず、湖岸の大半は未だに植生が失われた状態である。今後はモニタリングの結果をふまえてさらに湖全体での復元事業の展開を目指すべきである。

十月八日、市民連絡会議とアサザ基金は、連名で霞ヶ浦の水位変動試験の中止と、水位管理および逆水門の柔軟運用（逆水門の改築計画を含む）についての円卓会議開催を求める申し入れを霞ヶ浦工事事務所長ならびに河川局長におこなった。この問題は、十月十六

日の参議院決算委員会でも取り上げられ、谷博之議員の質問に対し扇千景国土交通相は、「N G Oなどを含めた円卓会議を開き、水位上昇についてはこの会議で協議する。」と答弁した。アサザ基金は同日、工事事務所長と河川局長に逆水門柔軟運用の具体的提案を盛り込んだ「常陸川水門（逆水門）の柔軟運用に関する要望と提案」を提出し、十七日には同じくただちに「円卓会議共同開催のための協議の申し入れ」をおこなった。これに対し工事事務所は十月二十五日「円卓会議ではなく、霞ヶ浦意見交換会を行う」と記者発表し、役人お得意のすり替えを始めた。アサザ基金はその直後にこれに抗議する緊急記者会見を行つとともに、「円卓会議申し入れに関する突然の記者発表に対する抗議」を工事事務所長に提出し、また十月三十日には再度「円卓会議開催を求める申し入れ」を同所長に提出した。こうして水位上昇をめぐつて工事事務所とアサザ基金―市民連絡会議との対立は否応なく深まつていくこととなつた。

(以下次号)

(きちら たつお、NPO法人アサザ基金)

66

霞ヶ浦開発事業

(1) 霞ヶ浦の開発の経過(茨城県内水面水産試験場の資料より作成)

	開発工事	主な漁業被害
1959	常陸川水門着工	
1963	常陸川水門完成	
1965	利根川河口堰着工	
1966		常陸利根川でヤマトシジミ大量斃死
1969	鹿島工業用水送水開始	
1971	利根川河口堰完成、霞ヶ浦開発事業実施計画認可	常陸利根川でシジミの大量死、養殖コイ大量死
1972		常陸川水門閉鎖でシジミ大量死
1973	塩害のため、常陸川水門の完全閉鎖決定	霞ヶ浦の養殖コイの大量斃死(6月から9月)、アオコの大量発生による水質が悪化、シジミ一万数千トン斃死
1984	霞ヶ浦導水事業着工	
1989	霞ヶ浦導水事業の利根導水路完成	
1995	霞ヶ浦開発事業が完了	

(2) 霞ヶ浦開発事業の概要

目的 ①利水

YP±0.0mからYP+1.3mの間で水位調整し、最大42.92m³/秒の都市用水および農業用水を開発する。

	茨城県	東京都	千葉県	計
水道用水	2.50	1.50	1.56	5.56
工業用水	16.60	—	1.20	17.80
農業用水	18.13	—	1.43	19.56
合計	37.23	1.50	4.19	42.92

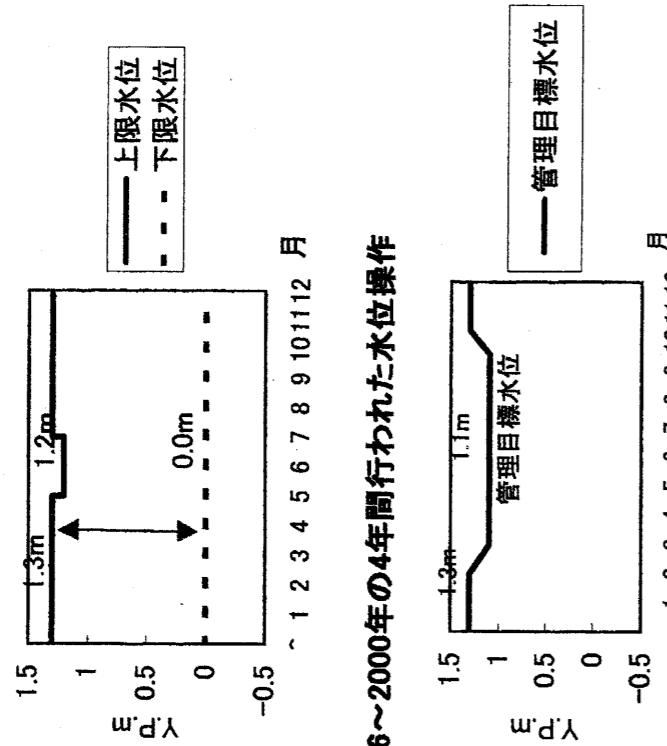
(単位 m³/秒)

②治水 堤防天端高YP+3.0mの湖岸堤を建設して、湖周辺の洪水を防止する。

総事業費 2,864億円(水源地域対策特別措置法の事業費を除く)

(3) 開発事業がもたらしたもの

- ① 湖岸堤建設による水生植物群落の破壊
- ② 完全水ガメ化による水質の悪化
- ③ 湖水位の人為的な変動による水生植物の衰退



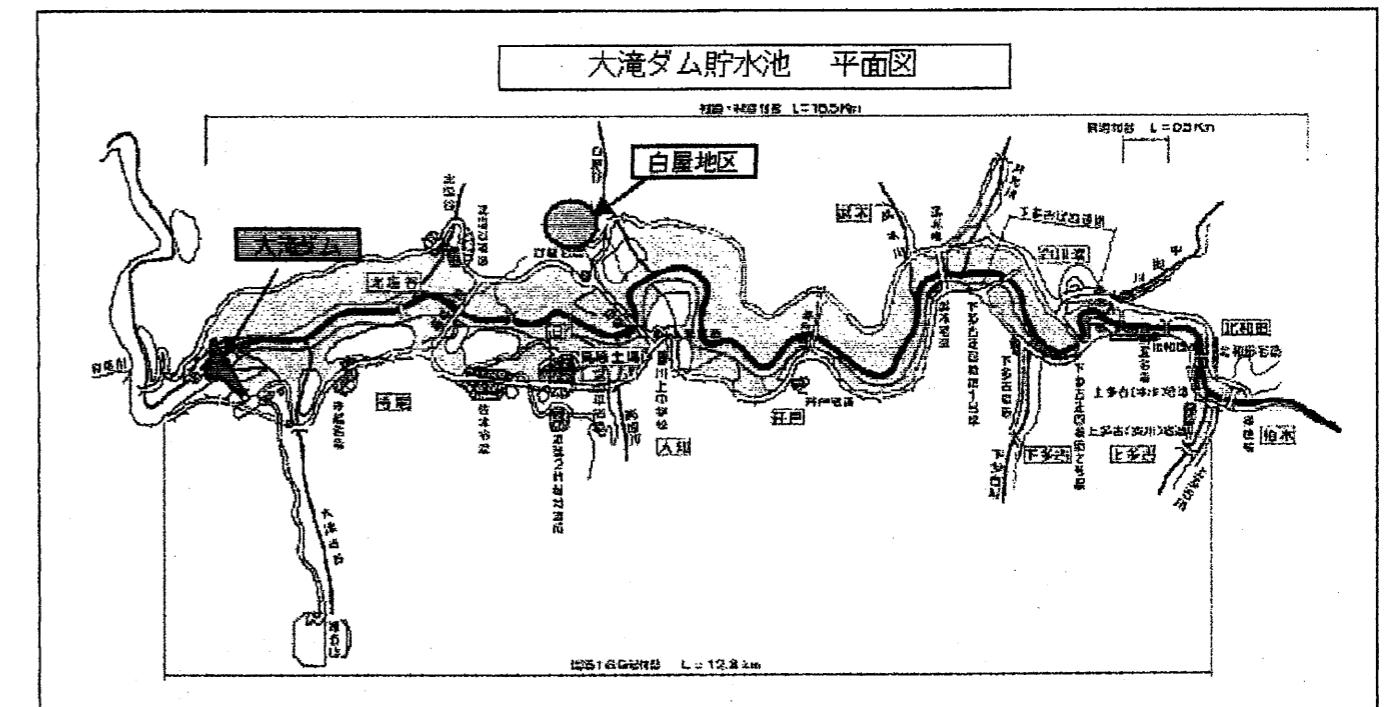
冬場の水位を20cm上昇させる水位操作により、アサザの群落が1/10に減少したので、2000年11月から水位操作が中止された。しかし、国土交通省は昨年から新たな水位操作を行なうことを画策している。(新たな水位操作案:2月から5月の間に短期間に水位を1.3mに上昇させる。) 実際に霞ヶ浦開発の需要は計画を大幅に下回っているので、水位操作の必要性は失われている。

大滝ダム亀裂問題の経過

2003.03.26	大滝ダム、試験湛水を開始(毎日新聞社・地方版／奈良)
2003.04.12	大滝ダム、試験湛水でダム湖が出現、運用開始は来春か(読売新聞社・大阪朝刊)
2003.05.15	試験湛水中の大滝ダム周辺でひび割れ、近畿地方整備局、貯水を中断(共同通信社・共同通信)
2003.06.06	大滝ダム亀裂対策検討委、5日、第1回委員会、大規模崩落「恐れなし」(朝日新聞社・大阪地方版／奈良)
2003.06.12	大滝ダム亀裂問題で奈良県土木部、住民の仮移転支援を検討の意向(毎日新聞社・地方版／奈良)
2003.06.19	大滝ダム右岸の亀裂、1か月で最大10.7ミリ(読売新聞社・大阪朝刊)
2003.06.22	大滝ダム右岸・白屋地区、仮設住宅への移転を了承、40戸の仮設住宅を約1ヶ月かけて建設、6戸は村営住宅なども確保(毎日新聞社・地方版／奈良)
2003.06.25	大滝ダム亀裂で国交省と地元住民、白屋地区の全38戸が一時移転で合意(読売新聞社・大阪朝刊)
2003.07.05	大滝ダム亀裂問題で、白屋地区、全戸永住移転の要望書を提出(朝日新聞社・大阪地方版／奈良)
2003.08.01	大滝ダムの亀裂問題で近畿整備局長がコメント、ひび割れの原因はダム貯水、対応策を進めると(共同通信社・共同通信)
2003.09.17	大滝ダム亀裂問題で、供用は2年以上遅れる見通し、補修・試験貯水にそれぞれ少なくとも1年かかるため(読売新聞社・大阪朝刊)
2003.10.09	大滝ダム周辺亀裂問題で、国交省近畿地方整備局は9日までに仮設住宅に避難していた住民の代表に対し、希望者には永住移転を認める方針を伝えた、移転先や補償などを今後話し合う(共同通信社・共同通信)
2003.10.15	国交省の「大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」は14日、ダムの法面や護岸部分などを調査、新たに20数か所の亀裂を確認(読売新聞社・大阪朝刊)
2003.10.16	大滝ダム建設で水没・移転した丹生川上神社上社で、新しいみこしのお出ましがあった、ダム湖わきを地元の若者らが威勢良く担いだ(朝日新聞社・大阪地方版／奈良)
2003.10.24	大滝ダムの周辺ひび割れ問題で、8月に始めたダムの水抜きが完了し、ダムの貯水率がゼロになった(共同通信社・共同通信)
2003.10.31	大滝ダムの地滑りは面積約6万平方メートル、深さは最大で約60メートルだったことが31日、分かった、近畿整備局の対策検討委員会が明らかに、補強工事は盛り土で押さえる工法を主体にすると(共同通信社・共同通信)

大滝ダムの諸元

河川名	紀の川水系紀の川
ダム位置	左岸 奈良県吉野郡川上村大字大滝 右岸 奈良県吉野郡川上村大字大滝
流域面積	258km ²
湛水面積	常時 : 2.44km ² 洪水時 : 2.51km ²
総貯水容量	84,000,000m ³
有効貯水容量	76,000,000m ³
洪水調節容量	第一期 (6/16~8/15) 45,000,000m ³ 第二期 (8/16~10/15) 61,000,000m ³
堆砂容量	8,000,000m ³
水道用水及び工業用水容量	31,000,000m ³ 奈良県営水道 3.5m ³ /s、和歌山県営水道 0.45m ³ /s、橋本市営水道 1.0m ³ /s、和歌山市営水道 1.54m ³ /s、和歌山市工業用水 0.51m ³ /s



(ダム便覧より)

[参考] 政府等によるダム見直しの経過と結果

① ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置された。その他に細川内ダムにも設置の予定であったが、木頭村の反対で設置されなかった。1998年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。審議中断になっていた小川原湖総合開発事業については2002年11月の東北地方整備局の事業評価監視委員会で中止の答申が出て、審議委員会が再度開かれることなく、同事業は中止となった。これで、ダム等審議委員会の役目はすべて終わった。

13事業のうち、中止の答申が出たものに、推進の答申がでも、中止になったもの、中止になりつつあるものがいくつかある。現段階で推進されているのは、完成済みの宇奈月ダムを含めて、5事業である。

② ダム総点検

1997年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価を行い、一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記③のi、ii、iiiの条件に該当しなくても、ivの社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は1999年度から発表されなくなった。

③ 公共事業の再評価制度

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- i 予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ii 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
- iii 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- iv 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局（地方整備局と都道府県）に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一、二回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリー・パスで通る仕組みになっている。

④ 与党三党の中止勧告

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整があったと考えられる。

- i 採択後5年以上経過して未着工の事業
- ii 完成予定から20年経過して未完成の事業
- iii 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- iv 実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者（各地方整備局と都道府県）がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業に関しては、直轄ダム12、公団ダム2（ただし、思川開発は分水の中止）、補助ダム20、計34ダム（生活貯水池を除く）に中止勧告が出され、そのうち、直轄の清津川ダム（新潟）、山鳥坂ダム（愛媛）を除く32ダムは2001年度から中止、清津川ダムは2003年度から中止となった。

⑤ 中止になったダム事業

今までのダム総点検、公共事業再評価、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは、生活貯水池（総貯水容量100万m³未満）を除くと、1997年度から4事業、98年度から3事業、99年度から4事業、2001年度から33事業、2002年度から3事業、2003年度から12事業で、2004年度から8事業で、合計67事業である。また、生活貯水池を含めた中止事業数の合計は94事業である。

各年度の中止事業は別表のとおりである。2004年度からの中止事業は2008年8月末の来年度予算要求およびマスコミ報道で中止が明らかになったものである。

[ダム等審議委員会]

事業名	委員会の結果	答申の内容	その後の状況
沙流川総合開発(北海道)	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し	二風谷ダムは1997年度完成、平取ダムは調査中。苦東開発の破綻に伴って工業用水道が中止されるため、平取ダムは新規利水がなくなり、特定多目的ダム法に基づく多目的ダムとして成り立たなくなるはずであるが、二風谷ダム(新規利水：水道、かんがい、工業用水)と一体の事業であることを理由に多目的ダムとしての成立要件を満たさうとしている。沙流川の河川整備計画が沙流川流域委員会の了承を得て2002年7月に策定された。住民団体の反対の声を押し切って、治水対策に平取ダムの建設が盛り込まれた。
小川原湖総合開発(青森)	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業は継続、利水は代替案を検討。	むつ小川原開発の破綻に伴って、水道、工業用水道、土地改良事業とも撤退を表明。水道は小川原広域水道企業団を解散。2002年11月の事業評価監視委員会を経て中止が決定。淡水化計画は中止し、治水事業として湖岸堤の建設は進めることになっている。
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業	最終答申	事業中止	2003年度から中止
宇奈月ダム(富山)	最終答申	事業推進	2000年度に完成
矢作川河口堰(愛知)	最終答申	事業休止	2001年度から中止
徳山ダム(岐阜)	最終答申	事業推進	工事中
足羽川ダム(福井)	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適当	福井県工業用水道、福井市水道とも撤退し、新規利水はなくなった。当初計画に代わって部子川ダム計画が九頭竜川流域委員会にかけられることになった。部子川ダム計画は部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという余り例のない方式であり、且つ、事業費が当初計画の2~3割増になるので、実現性は薄いと考えられる。
苦田ダム(岡山)	最終答申	事業推進	工事中
吉野川第十堰(徳島)	最終答申	事業推進	住民投票で自紙へ。徳島県知事が中止を表明
川辺川ダム(熊本)	最終答申	事業推進	本体工事前でストップ。
成瀬ダム(秋田)	最終答申	事業推進	調査中
高梁川総合開発(岡山)	最終答申	事業推進	2002年10月に岡山県が水安定供給の目処がたったとして、柳井原堰の中止を申し入れ、2003年度から事業中止となった。(高梁川総合開発の内容は柳井原堰の建設、小田川との分離堤の建設等である。)
紀伊丹生川ダム(和歌山)	最終答申	事業推進	2003年度から中止
細川内ダム(徳島)	木頭村の反対で委員会設置なし		2001年度から中止

表 中止になつたダム事業(国土交通省関連)

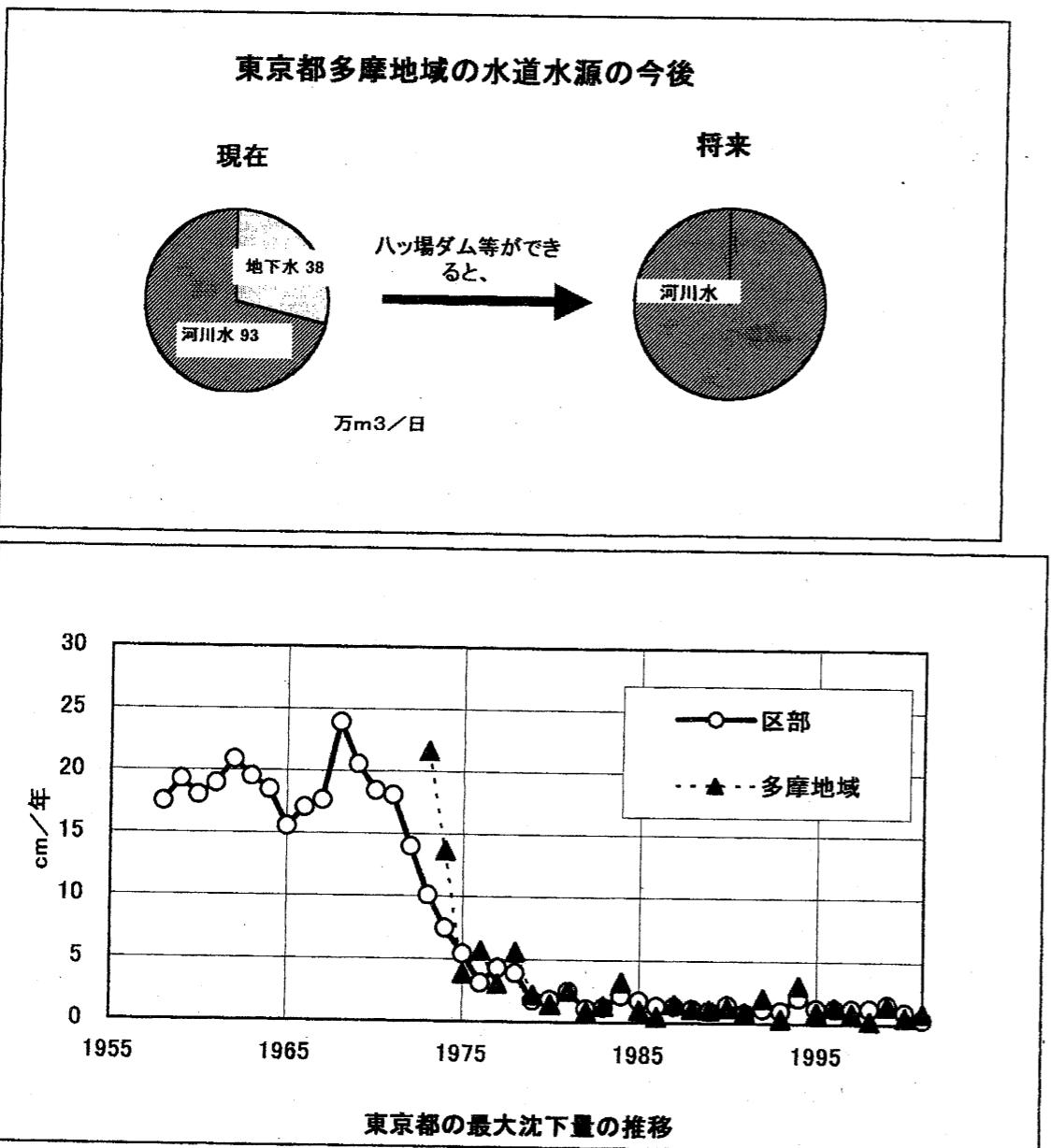
1997年度から	1998年度から	1999年度から	2002年度から
[直轄事業] 日橋川上流総合開発(福島) 福戸井調節池総合開発(茨城)	[補助事業] 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	[補助事業] 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)	[補助事業] 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 百官川内生活貯水池(群馬) 雄川内生活貯水池(山梨) 片川内生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)
[直轄事業] 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	[補助事業] 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 久緒川ダム(茨城) 小森貝川ダム(埼玉) 片野原ダム(埼玉) 追声川ダム(千葉) 羽茂ダム(山梨) 大仏ダム(長野) 飛騨川ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治田ダム(福岡) 塞轟水ダム(長崎) 白水ダム(沖縄)	[直轄事業] 北新月慈川ダム(新潟) 紀高梁川総合開発事業(岡山)	[直轄事業] 渡良瀬遊水池総合開発Ⅰ期事業(栃木等) 清川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山)
[直轄事業] 伊久留川ダム(山形)	[直轄事業] 千葉川河口堰(千葉) 印旛沼総合開発(東京) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曽川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪鼻田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)	[公団事業] 栗原川ダム(群馬) 2003年度から	[公団事業] 栗原川ダム(群馬) 2003年度から
[直轄事業] 平川ダム(群馬) 思川開発の大谷川分水(栃木)	[直轄事業] 正善寺生活貯水池(岩手) 池川生活貯水池(富山) 桂烟生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザミ敷生活貯水池(沖縄) 凌野川生活貯水池(新潟) 中山神生活貯水池(新潟) 赤木生活貯水池(山口) 竹尾生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	[補助事業] 浅川ダム(長野) 下諏訪ダム(長野) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川原川生活貯水池(茨城) 大谷原川生活貯水池(岡山)	[補助事業] 東大芦川ダム(栃木) 佐土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)
[直轄事業] 高浜ダム(熊本)	[直轄事業] 思川開発の大谷川分水(栃木)	[直轄事業] 高浜ダム(熊本)	[直轄事業] 高浜ダム(熊本)

4. ダム中止を阻む諸問題に対して

(1) 地下水の復権を求める運動の展開

地盤沈下はすでに沈静化しているのに地下水切り捨ての計画が生き残り、それがダム建設の理由の一つになっているところが少なくない。たとえば、東京都、埼玉県、千葉県では地盤沈下がすでに沈静化しているにもかかわらず、ハッ場ダム等ができると、水道用地下水の全部または一部がダム開発水（河川水）に切り替える計画が未だに生きており、地盤沈下問題が今なおハッ場ダム等を推進する理由の一つになっている。

地盤沈下がすでに沈静化して、地下水の利用が今後も可能であるという事実を広く伝え、最高級の水道水源である地下水の復権を求める運動の展開が急務になっている。



(2) 不合理な水利権許可制度の民主化を求めて

ダム計画への参加を前提とした暫定水利権が与えられることによって、ダム計画への参加を余儀なくされている自治体が少なからずある。河川流量に余裕があって取水が可能であっても、ダム計画を推進するため、新規取水はすべて暫定水利権扱いにされている。特に、河川の上中流部で取水する場合は使用後の水のほとんどが河川に戻り、河川流量への影響がわずかであるにもかかわらず、ダムを前提とした暫定水利権でしか、新規取水が認められていない。

たとえば、淀川水系では大阪府等が丹生ダム、大戸川ダムなどからの撤退を表明しているのに、京都府は暫定水利権の問題があるため、ダムからの撤退もままならない状態におかれている（次の新聞記事参照）。

ダム推進の手段になっている、この不合理な水利権許可制度の民主化を求めていくことが必要である。

日経特集記事「水戦争」(その3) (2003年10月18日)

京都府、様子見貫く 負担増回避の道探る

水利権転用やダム事業撤退を巡り、三つどもえの戦いを繰り広げる国土交通省(近畿地方整備局)、大阪府、滋賀県の間で、洞ヶ峠をきめこんでいるのが京都府だ。厳しい財政状況や世間の脱ダム旋風に遭って賛否を明言できないうえ、国に逆らいにくい特有の水事情を抱える。その問題とは琵琶湖総合開発に端を発する「暫定水利権」だ。

「(ダム開発参画自治体が)京都府だけになんでも続けるのか」。十月一日の京都府議会。代表質問に立った日本共産党議員は山田啓二知事に態度表明を迫ったが、知事は「流域住民の安定した水利用について考え、総合的に検討ていきたい」と答えるにとどまった。

大阪府が丹生ダムと大戸川ダム建設から撤退を表明したことは、京都府のダム開発・再開発計画にも大きな波紋を呼んでいる。京都府が関与する淀川水系流域のダムは三つ。丹生ダム(滋賀県余呉町)と大戸川ダム(大津市)の建設と、天ヶ瀬ダム(京都府宇治市)の再開発だ。

府議会の野党議員らは事業費負担金の増額や環境破壊を懸念、「京都府も自治体の見識を示すべきだ」と訴える。計画では丹生ダムの水利権確保の負担は大阪府の381億円(国庫補助含む)に対して京都府は31億円(同)、大戸川ダムでは大阪府74億円(同)に対し京都府18億5千万円(同)。京都府企業局は「最小限の開発費で建設できると信じて参加した」が、大阪府が撤退すれば残った自治体に負担がしわ寄せになる可能性がある。現時点での京都府の支出額は、丹生ダムが1億6千万円(同)、大戸川ダムが13億円(同)。大阪府の事業費負担の一部肩代わりなどで京都府の負担が急増しない限り、撤退、継続どちらに転んでも身軽だ。

一方で京都府は「暫定水利権の問題があるので、自分から進んで撤退できない」(企業局)と打ち明ける。暫定水利権とは水余りの時だけ取水できる権利で、渇水時は取水が禁じられる。暫定水利権を確定した水利権にするためには、計画中のダムが完成しなければならない。京都府南部の宇治市、城陽市、八幡市、久御山町に水を供給する宇治浄水場は、丹生ダムと大戸川ダム、

天ヶ瀬ダムからの水が最終的に注ぐ宇治川から取水している。現在は毎秒1.2立方㍍の水利権を持っているが、確定した水利権は四分の一の同0.3立方㍍に過ぎず、四分の三の0.9立方㍍は暫定水利権だ。

京都府は丹生ダムと大戸川ダム、天ヶ瀬ダムの開発・再開発に参画することを前提に、毎秒0.9立方㍍の暫定水利権を得た。高速道路網の整備などで人口増加の見込める同地域に最低必要な水量は同1.0立方㍍。「ダム建設・再開発が完了して確定水利権になる前に撤退すれば、たちまち水不足になる」(企業局)という。水資源開発の目的は利水と治水の両面があり、負担金はこの両面から恩恵をどれほど受けるかによって周辺自治体に割り振られる。京都府の暫定水利権問題は、琵琶湖総合開発計画の際に、利水事業費を負担せず、水利権を確保しなかつたことに起因するといわれる。

「脱ダムが全国の流れであっても、それを言えない」(企業局)ため、庁内でも議論は進まず、単独で最終的な決断をすることも難しい。巨額の追加負担が生じないよう三者の動向をじっと見守るしかないのが京都府の水戦争の現状だ。

(3) 治水対策としてのダムの幻想をなくすためのマニュアルの作成

一般に治水対策としてダムが必要だと思い込まれているので、それが幻想であることを技術的に明らかにするためのマニュアルを作成する必要がある。

各ダムに共通することが多い治水問題の切り口は次の4点である。

- ① 過大な基本高水流量、すなわち、来るはずのない大きな洪水流量を設定することによって、ダムの必要性が作り出されている。
- ② ダムで洪水調節を行っても、氾濫から守るべき下流部の洪水流量を削減する割合はかなり小さく、いわば洪水流量観測の誤差程度の削減効果しかないことが多い。
- ③ 河道の整備（堤防の整備と河床の掘削）がひどく遅れていて、危険な状態で放置されているところが少なからずある。ダムに巨額の費用を投じるよりも、そのような場所の河道整備を急ぐべきである。
- ④ 河道整備をきちんと行えば、実際の洪水流下能力は河川管理者が示す数字よりもかなり大きいことが多く、ダムなしで十分に大洪水に対応することができる。

(4) 渴水対策容量や環境改善容量への振り替えでダム計画の存続をはかることの不合理性の追及

水需要の飽和現象によってダム計画からの利水予定者の撤退が相次ぐようになった。それを受け、本来ならばダム計画を中止または縮小しなければならないのに、新規利水容量を渴水対策容量や環境改善容量に振り替えてダム計画の存続をはかろうとする動きがみられる。これらの不合理性を追及していく必要がある。

渴水対策容量は異常渴水のために貯水しておくというもののだが、異常渴水に対しては他の対応手段があるので、渴水対策容量の確保は不要である。

異常渴水対策への対応手段

- ① 農業用水から都市用水への一時的な融通
- ② 河川維持用水の一時的な融通
- ③ 地下水の一時的な利用拡大
- ④ 日頃からの構造的な節水施策の推進
- ⑤ 既設ダムからの過大放流の抑制

また、環境改善容量は、受水予定者の撤退が相次ぐ淀川水系の丹生ダム、大戸川ダムについて国土交通省が示しているダム計画の存続案である（別紙の新聞記事および淀川水系河川整備計画原案を参照）。これは魚類の産卵期における琵琶湖水位の急速な低下の緩和を目的としたものであるが、実際には次のように意味をなさない代物である。

「関西のダムと水道を考える会」((代表)野村東洋夫)の質問書（平成15年6月25日）より

丹生ダム「環境改善容量」についての質問（近畿地方整備局に対して）

「環境改善容量」は肝腎の5月～6月には役に立たない

この容量の主目的は、魚類の産卵期における“琵琶湖水位の急速な低下の緩和”である訳ですが、琵琶湖の水位低下の最たるもののが毎年、公然と5月中旬から6月16日の間に行われています。即ち「瀬田川洗堰操作規則」に従って、僅かこの1ヶ月間で琵琶湖水位を、それまでの常時満水位（BSL+30cm）から洪水期制限水位（BSL-20cm）まで一気に50cm下げる水位操作です。この時期は正に魚類の産卵のピーク期にあたりますから、この時の水位低下こそが問題である筈ですが、この操作規則が存在する以上、これに逆行してこの時期に丹生ダムの「環境改善容量」を琵琶湖に注入することは出来ません。つまり、折角丹生ダムを造っても肝腎な時には役に立たず、6月16日以降になって漸く、遅れ馳せながら始動するだけの代物でしかないと私達は理解しているのですが、如何でしょうか？

5 受水予定団体のダム撤退のルールについて

今年7月に閣議決定された水資源機構法施行令により、ダム撤退時の費用負担ルールが定められた。その主な内容は次のとおりで、ダム計画からの撤退を求めるものは、「ダム計画の縮小に伴って生じる不要な部分の費用」と、「ダム計画に残ったものの負担額がそれぞれの支出限度額を超えた場合はその超えた分の費用」を負担せよというものである。いわば、撤退するならば、残ったものに迷惑をかけないように費用を負担せよというルールであるから、このルールが逆にダム計画からの撤退にブレーキをかけるように作用する可能性が十分にある。このルールを踏まえて、受水予定団体のダム撤退ルールがどうあるべきかについて検討を進める必要がある。

水資源機構法施行令のダム撤退時の費用負担ルール

(1) 水道・工業用水道がダム事業の用途を縮小する場合又はダム事業から撤退する場合に負担する費用（同施行令第三十条2）

ダムの新改築の事業が縮小された場合は、次の合計額。

- ① 事業の縮小に伴って生じる不要支出額（事業を縮小する前までの既支出額のうち、事業の縮小で不要になった部分の既支出額）
- ② 事業の縮小後に各用途の費用負担額がそれぞれの投資可能限度額を超えるときはその超える額（超えないときはゼロ）

（各用途：治水、その他の水道・工業用水道、かんがい）

ただし、以上の方法による負担額の算出が著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

[注]投資可能限度額：各用途についての身替り建設費と妥当投資額のうち、小さい方の額

ダムの費用割り当て（アロケーション）を行うとき、各用途について身替り建設費と妥当投資額を計算し、両者の小さい方の金額を基本にして費用を配分する。この身替り建設費と妥当投資額が撤退のルールに使われている。身替り建設費は各用途が単独でダムをつくる場合の建設費である。妥当投資額は治水の場合は年平均被害軽減額、かんがいは年平均効果額などから計算するが、水道・工業用水道は身替り建設費がそのまま妥当投資額の値として用いられる。

(2) ダム事業を廃止する場合の水道・工業用水道の負担額（同施行令第三十二条）

ダムに係る費用の額に、特定多目的ダム方式の負担割合を乗じた額

6 最近の国土交通省の更なる反動化について

中止されたダムが復活する動きが出てきているところがある。たとえば、昨年度中止が決まった渡良瀬第二貯水池計画についてはその治水部分（500万m³）の復活を現在、国土交通省が画策している。また、霞ヶ浦では住民団体の申し入れで3年前から中止していた水位操作を国土交通省は再開しようとしている。

今までに住民対話路線に変わったところも再び強行路線へと舵取りを変えてきているようであり、それに対する対抗策を考える必要がある。

第二貯水池計画（治水部分）の復活の動き

2003年11月

渡良瀬遊水池に再び暗雲

渡良瀬遊水池に再び暗雲が立ち込めてきました。昨年度、中止が決まった渡良瀬第二貯水池計画のうち、治水部分（最大500万m³）を復活する動きが出てきました。

今年四月に利根川上流河川事務所長に就任した佐藤宏明氏と、去る八月二十七日に話し合いをもったところ、その席上、佐藤所長は「治水容量の確保を前提として湿地再生事業を進めていく。」という驚くべき発言を繰り返しました。

第二貯水池計画の中止を踏まえ、大規模な開発工事をしないという前提で湿地再生事業を進めていくことが国土交通省の既定方針であるはずなのに、その方針をかなぐり捨てた発言であったので、私たちは大いに驚きました。そこで、利根上の既定方針と今回の所長発言との食い違いをただすため、質問書を利根上に提出しました（九月二十九日）。十月十一日に利根上は私たちへの回答を利根上のホームページに掲載しました。回答の主旨は、「湿地再生事業は、治水を大前提としているということは従来より変わっておりません。」、「“再生事業はあくまで湿地再生だけを目的としたものである”という認識は誤解であります。」という内容で、治水容量を確保していく方針を強調し、その旨をホームページで広言しました。

八月の所長の話では、第二調節池や第三調節池で治水容量（最大で500万m³らしい）を確保するというのですが、なぜ、今の段階でそのように既定方針を翻す発言が出てくるのか、不可解です。その背景として、第二貯水池計画の中止に伴い、遊水池で大きな土木工事が行われなくなったことに対して、周辺の土建業者から政治家などを通してかなりの圧力があったこと、そして、最近の国土交通省の姿勢が対話路線から強硬路線へと、反動化してきていることが考えられます。

昨年の第二貯水池計画中止決定の喜びもつかの間のことでした。治水容量確保のための大規模掘削を中止させるべく、新たな運動を展開しなければなりません。是非、皆様もこの新たな運動に力を貸してください。

2003年11月20日

四国地方整備局長
南部隆秋 殿

水源開発問題全国連絡会
代表 矢山有作

「刑事告訴とは何事だ！直ちに取り下げよ！」（抗議要請文）

国土交通省四国地方整備局は11月18日、岩畠氏を「公務執行妨害」「傷害」で告訴しました。

この告訴は、10月31日、肱川流域委員会の正常化をはかるためにその発足の中止を求める住民の意向を無視し、肱川流域委員会を強行発足させるという暴挙を食い止めることを目的とした住民の抗議・要請行動に対し、退去命令、強制排除を四国地方整備局がおこなったことを根拠としたものです。

第一に問題とするべきことは、『肱川流域委員会』発足の経緯です。国土交通省側は、多くの流域住民をはじめ、私たちから出されていた「流域委員会委員構成や審理内容限定に問題があり、これでは山鳥坂ダム計画反対住民の排除でしかなく、山鳥坂ダム建設にお墨付きを与えることを目的としたものであるから、発足の中止を求める」という主旨の要請を無視し、また、流域委員会に関する流域住民と私たちからの話し合いの申し入れをすべて無視し、強硬に同委員会の発足会を開催しました。

私たちが去る10月28日に貴局に提出した要請書への回答も未だ得られていません。

このような住民無視の国土交通省側の責任が第一に問われなければなりません。

私たちは、一貫して流域委員会のあり方を巡って、話し合いを求めてきました。そして、流域委員会への住民参加を求めてきました。しかし、10月31日当日も、国土交通省は住民の真摯な話し合いを求める姿勢に対して堂々と議論をして相互の理解に達するべく努力をまったく行わなかったことは新聞報道（愛媛新聞 2003年11月1日 朝刊）からも明らかです。そしてことともあろうに、委員や職員を正面から入場させるのではなく裏口から入場させ、『流域委員会』を開催したのです。正常化を求めてそれに抗議すると共に、会議場内で実例を挙げて本来あるべき流域委員会について説明した岩畠氏を強制排除したことは言語道断のことといわねばなりません。彼を強制排除しなければならなかつた理由はただ、「何が何でも肱川流域委員会を発足させたい」というだけのことです。彼を強制排除する正当な理由は四国地方整備局にはないのです。彼に退去命令を発し、直ちに複数の職員が彼を強制排除にかかった時点で、四国地方整備局は暴力行為を犯しているのです。強制排除の対象とした岩畠氏を公務執行妨害・傷害などで『刑事告訴』とはいつたいたいに

ごとですか。

「貴局が当初から『刑事告訴』の口実を作ることを意識し、それを目的として強制排除を行つた」としか言いようがありません。

この刑事告訴は、何を意味するのか。それは、「山鳥坂ダム反対者には耳を貸さない。自分たちのペースに従わない者は公務執行妨害で告訴し、罪人に仕立て上げる。」ということです。まさに山鳥坂ダム反対運動に対する弾圧に他なりません。そしてそれは言うまでもなく、「国土交通省が行っている流域委員会に注文をつけるな」と国家権力を後ろ盾にした暴力的宣言でもあります。まさに、良い川づくりを目指している全国民への暴力的挑戦でもあると言わねばなりません。

断罪されなければならないのは、流域住民の意向を反映させる形で良い川造りを目指そうとする新河川法の精神を無視している四国地方整備局自身です。

私たちは、

1. 刑事告訴を取り下げ、
2. 全国でも例のない、住民完全無視の『肱川流域委員会』を白紙に戻し、
3. 流域住民の意思が反映できるよう、流域委員会の準備委員会を新設し、
4. その上で、私たちが提案をしているかたちでの肱川流域委員会の設置を求めます。

注：私たちが提案している、肱川流域委員会が満たすべき要件

1. 山鳥坂ダムを前提にするのではなく、河川整備計画の素案を造る段階から流域委員会に諮る。
2. 流域委員の選定は公募枠を設け、「流域の状況に詳しい者」として住民参加を保証する。
(流域委員に住民を加えるべきであることは、大洲市長もすでに貴局に提言していることです。)
3. 傍聴者に発言の機会を与え、その内容について次回の委員会会議で審議する。

本要請書への回答は、下記宛にお願いいたします。

水源開発問題全国連絡会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201

電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

2003年11月18日

四国地方整備局長

南部隆秋 殿

水源開発問題全国連絡会

代表 矢山有作

「刑事告訴準備とは何事だ！」（抗議要請文）

国土交通省は10月31日、肘川流域委員会の正常化をはかるためにその発足の中止を求める住民の意向を無視し、肘川流域委員会を強行発足させました。当日のこの暴挙を食い止めることを目的とした住民の抗議・要請行動に対し、「四国地方整備局の五藤隆彦地域河川調整官は『あまりにひどかったので、厳正に対処する事にした。準備が整えば、速やかに刑事告訴したい』と話した。」と11月14日付けの愛媛新聞が報道しています。

私たちはこの報道に目を疑いました。

第一に問題すべきことは、『肱川流域委員会』発足の経緯です。国土交通省側は、多くの流域住民をはじめ、私たちから出されていた「流域委員会委員構成や審理内容限定に問題があり、これでは山鳥坂ダム計画反対住民の排除でしかなく、山鳥坂ダム建設にお墨付きを与えることを目的としたものであるから、発足の中止を求める」という主旨の要請を無視し、また、流域委員会に関する流域住民と私たちからの話し合いの申し入れをすべて無視し、強硬に同委員会の発足会を開催しました。

私たちが去る10月28日に貴局に提出した要請書への回答も未だ得られていません。このような住民無視の国土交通省側の責任を第一に問われなければなりません。

私たちは、一貫して流域委員会のあり方を巡って、話し合いを求めてきました。そして、流域委員会への住民参加を求めてきました。しかし、10月31日当日も、国土交通省は住民の真摯な話し合いを求める姿勢に対して堂々と議論をして相互の理解に達するべく努力をまったく行わなかったことは新聞報道（愛媛新聞 2003年11月1日 朝刊）からも明らかです。そしてことあろうに、委員や職員を正面から入場させるのではなく裏口から入場させ、こそこそと『流域委員会』を開催したのです。正常化を求めてそれに抗議する住民を強制排除したことは言語道断のことといわねばなりません。強制排除時に居あわせた住民を公務執行妨害・傷害などで『刑事告訴の準備をする』とはいったいなにごとですか。

「貴局が当初から『刑事告訴』の口実を作ることを意識し、それを目的として強制排除を行った」としか言いようがありません。

この刑事告訴は、何を意味するのか。それは、「山鳥坂ダム反対者には耳を貸さない。山

鳥坂ダムに反対することは公務執行妨害だ」ということです。まさに山鳥坂ダム反対運動に対する弾圧に他なりません。そしてそれは言うまでもなく、「国土交通省が行っている流域委員会に注文をつけるな」と国家権力を後ろ盾にした暴力的宣言でもあります。まさに、良い川づくりを目指している全国民への暴力的挑戦と言わねばなりません。

断罪されなければならないのは、流域住民の意向を反映させる形で良い川造りを目指そうとする新河川法の精神を無視している四国地方整備局自身です。

私たちは、

1. 刑事告訴を中止し、
2. 全国でも例のない、住民完全無視の『肱川流域委員会』を白紙に戻し、
3. 流域住民の意思が反映できるよう、流域委員会の準備委員会を新設し、
4. その上で、私たちが提案をしているかたちでの肱川流域委員会の設置を求めます。

注：私たちが提案している、肘川流域委員会が満たすべき要件

1. 山鳥坂ダムを前提にするのではなく、河川整備計画の素案を造る段階から流域委員会に諮る。
2. 流域委員の選定は公募枠を設け、「流域の状況に詳しい者」として住民参加を保証する。
(流域委員に住民を加えるべきであることは、大洲市長もすでに貴局に提言していることです。)
3. 傍聴者に発言の機会を与え、その内容について次回の委員会会議で審議する。

本要請書への回答は、下記宛にお願いいたします。

水源開発問題全国連絡会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201

電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

肱川流域委員会 反対住民、会場入り口封鎖 大混乱の中初会合

国土交通省を、

糾弾する集会です。

一人でも多くの市民の皆さんのご参加を、お願いします。

日時 10月30日午後7時

場所 総合福祉センター2F

国土交通省は、とんでもない流域委員会を計画しています。目的は、何が何でも山鳥坂ダムをつくるためです。多くの流域委員会では委員に、ダムの賛成派であれ、反対派であれ流域の住民が、参加しています。淀川流域委員会では、委員の公募まで行われました。ところが、私たちのこの肱川では、国土交通省が指名する7名の学識経験者と、7名の流域自治体の長または議長が参加するだけです。なぜなのでしょう。

7名の学識経験者の中には、あの平成7年7月4日の大水害のさなかに、「山鳥坂ダムを造れば水害は防げた。」と発言した愛媛大学の教授まで、参加するのではないでしょうか。(当時の建設省は、仮に山鳥坂ダムが完成していたとしても、水位は17センチメートルしか低下しないと認めていたのですが。) この教授は、少なくともこの流域委員会の前提となる、肱川の河川整備基本方針の審議には参加していました。そして、国土交通省は、『中立の立場の学識経験者』と、表現するのです。その上に、流域委員会の議題まで『肱川の再構築案』に限定されてしまっています。これでは、国土交通省自身でも、この流域委員会は『何が何でも山鳥坂ダムをつくるための流域委員会』であることを、否定できないのではないでしょうか。大洲にとって、肱川流域にとって、かけがえのない肱川が、『流域委員会』の名の下に、破壊し尽くされようとしています。国土交通省を糾弾する集会へ一人でも多くの方が、参加されるようお願いいたします。

流域委員会は、公開されます。国土交通省の、独断と偏見で選任

された委員が何を審議するのか。 流域住民の目で確認を !!!

日時 10月31日午後2時 場所 リジェール大洲2F東大洲

連絡先 大洲市の住民投票を実現する会 TEL. 0893-23-3524
大洲市田の口甲86-1-105 代表 玉岡政廣

四国地方整備局(高松市)と県は三十一日、肱川流域委員会の初会合を大洲市東大洲のリジェール大洲で開いた。山鳥坂ダム建設反対派が会議場入り口を封鎖、推進派との対立が続くなど騒然とした雰囲気の会合となった。

同委員会は、今後二十～三十年に肱川で実施する事業を盛り込む河川整備計画を議論する。同整備局は、山鳥坂ダム建設や鹿野川ダム改造などを盛り込んだ同ダム計画再見直し案を前提に整備計画を策定する方針を提示、本年度中の計画の策定を目指してます。

同日は河川工学や水質などの学識経験者七人と、大洲市・喜多郡の六市町村長と東宇和郡野村町長の計十四人が出席。要望が出ていた流域住民からの委員選任は見送った。

委員長に愛媛大の鈴木幸一工学部長(河川工学)を選出、整備局が整備計画の骨子を説明した。河道整備では_流れを妨げる橋りょう(長浜大橋など)のかさ上げ_大洲市多田、阿藏などでの堤防整備や、大洲市東大洲、長浜町白滝など整備途中の暫定堤のかさ上げ_河口砂州の管理_東大洲や白滝での内水対策_などの事業を盛り込む考えを説明した。

四国地方整備局の宇塚公一河川部長は「流域委員会は河川法にのっとっており、肅々と整備計画策定の手続きを進める」と話し、今後も流域住民の意見は公聴会や説明会などで聞き、住民から委員を選任しない考えを明らかにした。

【「住民不在の設置は暴挙」 反対派】

大洲市内で三十一日、開催された肱川流域委員会は、会議中に怒号が飛び交い、推進派住民と反対派が襟をつかみ合う場面が見られた。

開始時間(午後二時)前から反対派の住民団体のメンバーと長浜町漁協の組合員らが続々と集まり、「流域委員会を公平公正に」「川と海の漁民を殺すダム建設断固反対」など書いた横断幕を掲げ、入り口を封鎖した。開けるよう求める国交省の職員に「委員会への住民参加を求めたのに、無視し続けた国が悪い」など猛抗議。一部の委員は取り囲まれ、裏口から入場するなど大混乱となった。

会場で抗議の声を上げ、議事を妨げたとして退出を命じられた市民運動家と退出を求める山鳥坂ダム工事事務所の職員(45)が押し合いになり、職員が転倒、後頭部を強打し、病院に運ばれた。診察により、職員の頭部に異常がないことが確認された。

山鳥坂ダム反対派住民が「流域住民の不在の委員会設置は国の暴挙だ。何が何でもダムを建設するための委員会」など激しい抗議活動を繰り広げたことに対し、四国地方整備局の宇塚公一河川部長は委員会後の会見で「手続きに落ち度は全くない。委員に住民が入っていないから住民を無視しているという主張は不本意だ」と不快感をあらわにした。

四国地方整備局
局長 南部隆秋 殿

2003年10月27日

水源開発問題全国連絡会
ほか別紙記載団体

肱川流域委員会発足の中止を求める要請書

新聞報道によれば、貴局は来る10月31日に「肱川流域委員会」の発足会を開催する予定になっています。

これまでの同委員会の準備経過から、同委員会の発足には以下の問題があります。

1. 委員会では山鳥坂ダム建設や鹿野川ダム改造などを盛り込んだ同ダム計画再見直し案を前提に議論するとしている。
2. 宇塚公一河川部長は『(住民団体のメンバーを委員に加えることなどが) 艮川に適しているとは思っていない』とした上で、河川法に則って河川整備計画策定を進めることを強調している。
3. 大洲市長の「ダム賛成、反対双方の住民代表を委員に加えるように」という要望すら無視している。
4. 実際、流域委員会は「肱川総合整備(=山鳥坂ダム建設を中心とした事業)推進協議会」の構成員6名と学識経験者7名、ダムに無関心な自治体代表1名からなり、ダム反対の意見を持つ人を排除している。

これらの問題を内包している肱川流域委員会の発足は、関係住民の意見を反映させるという河川法の精神を著しく逸脱したものです。

河川整備計画は河川法の精神に則ったものでなければならず、このように「先ずはダムありき」とし、「ダムに反対するものはすべて排除した」かたちで流域委員会を発足させることは、全国的に見ても、極めて異常なものです。即刻、同委員会の発足を中止し、下記の要件を満たす方式を採用することを強く求めます。

1. 山鳥坂ダムを前提にするのではなく、河川整備計画の素案を造る段階から流域委員会に諮る。
2. 流域委員の選定は公募枠を設け、「流域の状況に詳しい者」として住民参加を保証する。
3. 傍聴者に発言の機会を与え、その内容について次回の委員会会議で審議する。

貴局が本要請書について真摯に検討され、10月30日までに回答されることを要請いたします。

本要請書への回答は、下記宛にお願いいたします。

水源開発問題全国連絡会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201
電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

国土交通省四国地方整備局局長 南部隆秋殿
国土交通省四国地方整備局大洲工事事務所所長 黒川純一良殿

抗議申入書

先日8月28日『肱川水系整備基本方針の状況及び河川整備計画の進め方について』が示されました。その内容を知って私たちは唖然としました。翌29日付の新聞報道を見ると、そこには『新河川法の精神や考え方は、どこにも見当たらない』と言わざるをえません。私たちは、怒りを持って抗議します。

記

- ① 艮川水系河川整備基本方針はダム建設ありきで、再構築案を前提にしたものであり、他の方策に道を閉ざすものであり納得できません。
- ② 新河川法では、住民の声を反映させ開かれた流域委員会が要請されております。今回の国土交通省の進め方は、住民の声を取り入れない旧河川法そのものと言わざるをえません。
- ③ 新河川法では、流域住民の参加で河川整備計画を進めなければなりません。

私たちは、8月28日に肱川総合整備(山鳥坂ダム)推進協議会に示された、国土交通省の計画は受け入れられません。

2003年9月8日

肱川の清流と自然を守る大洲の会
大洲市の住民投票を実現する会

代表 大野新策
代表 玉岡政廣

川辺川ダム建設中止まであと一歩！

～農民・漁民・住民がダム建設をストップする～

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

水質日本一の清流（環境省認定）といわれ、30センチ級の「尺アユ」が群れる熊本県の川辺川に、九州最大級の川辺川ダム計画が発表されて37年。事業者である国土交通省は、2004年度政府予算案の概算要求で、川辺川ダム本体工事費の計上を見送った。同省は1999年度より川辺川ダム本体工事費を予算に計上したうえで、今年度まで5年連続で執行を見送っており、川辺川ダム事業は実質上凍結状態に入っている。

国土交通省の補償案を否決して収用委員会の攻防にまで持ち込んだ漁民と、利水訴訟に勝訴した農民と、目的のなくなったダム建設を中止し清流を未来に手渡そうとする住民の闘いは、あと一步で川辺川ダム計画を寄り切る所まで来ている。

●治水に川辺川ダムは不要

流域の河川改修が進み、未改修の一部の地区を除けば、今では過去最大の洪水が来ても川から水があふれることはない。下流域の多くの住民は、過去の経験からかえって大雨の時にダムに限界までたまつた水が、一気に放流される時の増水を恐れ、ダム建設に反対している。球磨川上流に市房ダムがあることで、住民はその危険性を十分に体験しているのだ。

危険なダム建設に頼るのでなく、人工林の間伐をすすめて山林の保水力をさらに高めることや、河川の浚渫をすすめ、より水害に強い地域づくりを進めていくことが求められている。

●「川辺川ダムの水が必要」とする農家はわずか4%

川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水事業の事実上の中止を求めて、多くの農家が農水省を相手に裁判を起こした「川辺川利水訴訟」で、5月16日、福岡高裁は原告農家勝訴とする判決を下し、5月19日には農水大臣が上告を断念し、判決は確定した。

現在、国・県・地元自治体が一体となり、川辺川地区の新たな利水計画を一年をめどに策定しようと、農家の意向を聞く意見交換会や、ダム以外の水源を探る現地調査が進められている。9月5日、農水省と熊本県が新利水計画策定に関わる農家意見書の集計結果を公表した。「川辺川ダムの水が必要」とする農家はわずか4%だった。

この利水事業は、土地改良法によると農家の申請事業であり、また、事業を成立させるには対象農家の三分の二以上の同意が必要だ。つまり、川辺川ダムによる利水事業は完全に頓挫したわけだ。

●消えた川辺川ダムの「公益性」

球磨川・川辺川流域に漁業権を持つ球磨川漁業協同組合が2001年に、2度も国土交通省が提示した川辺川ダム漁業補償契約の受け入れを否決した。これを受け2001年12月、国土交通省は漁業権の強制収用を求める裁決申請を熊本県収用委員会に対して行った。

ところが、治水・利水を目的とする川辺川ダム事業について、強制収用の前提となる「事業の公益性」は、「川辺川ダムから水を引く利水事業は違法」とする福岡高裁の判決が確定し、消えてしまった。

つまり、国土交通省が収用裁決を勝ち取り、川辺川ダム本体建設に着手するには、ダムを水源とする新利水計画が策定され、土地改良法が求める対象農家の3分の2以上の同意を得て、それを確定させるしかなくなつたわけだ。対象農家の意向調査の結果、「川辺川ダムの水が必要」と回答した農家はわずか4%しかなく、その道は限りなく険しい。

●画期的な住民討論集会

民間の専門家グループ「川辺川研究会」による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年12月、「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催した。国の直轄事業に対し、事業者（国土交通省）と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論するこの討論集会は、画期的な試みだ。

2回目からは国交省が主催して、これまでに治水をテーマとして5回、環境をテーマとして3回開催されてきた。その中で、治水上川辺川ダムが不要なことや、川辺川ダムが流域の環境に悪影響を与えることが次々と明らかにされている。

●荒瀬ダム、2010年度にも撤去開始

川辺川が合流する球磨川の下流には、発電を目的とする県営荒瀬ダム（八代郡坂本村）がある。荒瀬ダムによる河川環境の悪化やダム放流時の振動による被害など、地元は長年ダムの害に苦しんできた。

ダム建設から50年の年月がたち、今年3月、荒瀬ダムは水利権更新を迎えた。多くの住民がダム継続に反対し、ダムのある坂本村議会は2002年9月、ダム継続に反対する請願を全会一致で採択。このような地元の要望を県が受け入れ、熊本県は更新期間を7年間とし、2010年に荒瀬ダムの撤去が始まることが決定した。既存ダムの完全撤去は全国でも始めてのことだ。球磨川から「廃ダム」が始まったのだ。

●清流を未来に！

川辺川ダム事業は、無駄な公共事業の象徴であり、各種世論調査の結果を見ても住民の多くは川辺川ダム建設中止を求めている。問題がここまで複雑・長期化し、水没予定地・五木村をはじめ多くの住民がダム問題に翻弄され続けた理由は、行政が住民の声を無視して事業を進めてきたからに他ない。

今後、川辺川ダム建設の「受益者」とされている下流域住民のダム不要の意志をよりくっきりと大量に表し、「被害者」とされている五木村民や球磨川漁協の本来の意志と結び付けるとともに、これをさらに広い国民の世論で包み、ダム建設を完全中止に追い込んでいくことが、私たちの世代に課された責務ではなかろうか。

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

■連絡先 熊本県人吉市北泉田町214番地

重松隆敏方（事務局長宅）

TEL/FAX 0966（22）3917

川辺川ダム建設を中止し、 日本一の清流・川辺川を 子どもたちに手渡そう！



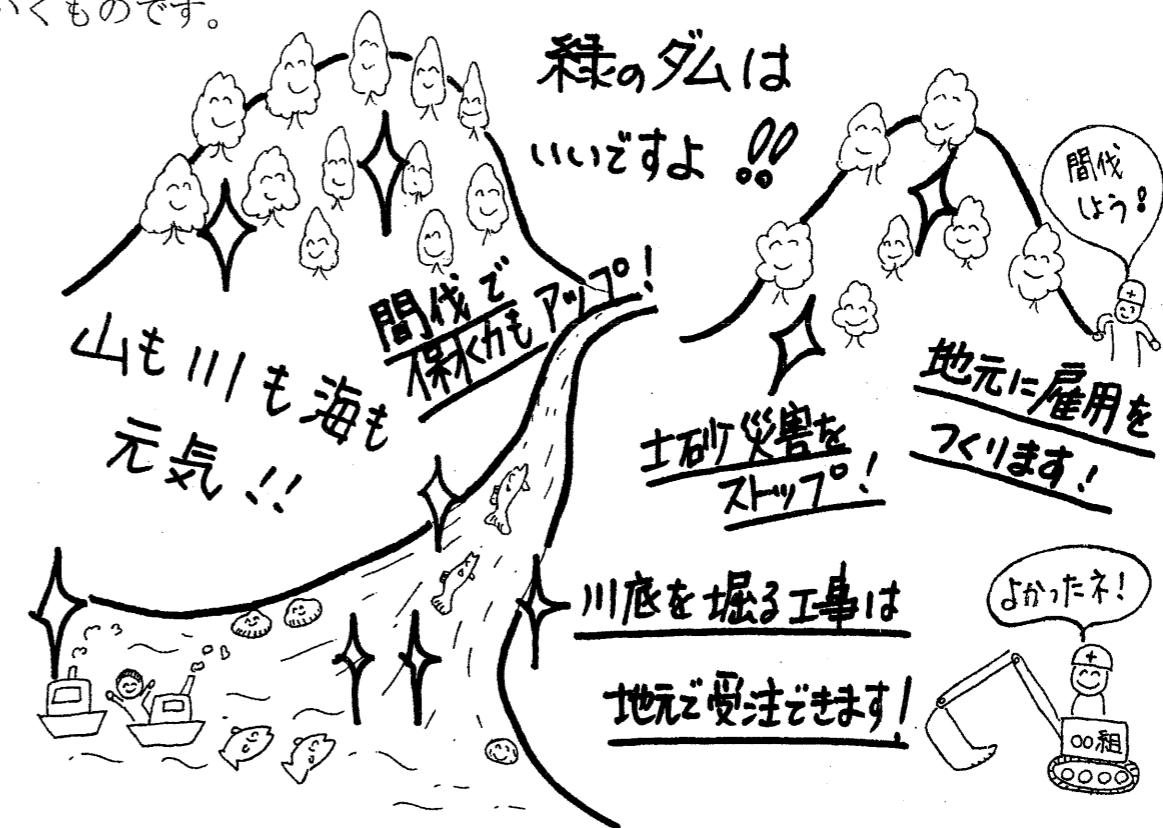
●関連事業を含めた川辺川ダム建設の総事業費は4100億円。熊本県負担は900億円にものぼります。4人家族で約20万円の負担です。

この意見広告は、住民の皆様の貴重なカンパにより実現することが出来ました。
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会 会長 緒方俊一郎 カンパ振込先 郵便振替 01970-1-27826

治水代替案は 川辺川ダムより優れています！

ダムは広大な自然環境を水没させ、河川環境にも致命的なダメージを与えます。ダム放流による大洪水の危険性もあります。また、ダムには寿命があり、膨大な維持費や撤去費用も必要となります。

一方、川底を下げる工事と緑のダムの整備等による代替案は、土砂災害から地域を守り、山林の保水力を向上させ、地元には持続的な雇用が確保されます。川底を掘る工事は、地元の業者が受注できます。代替案は、住民と行政のパートナーシップで進めていくものです。



川辺川ダム建設に「公益性」はありません！

■川辺川ダムの目的は、「治水」「利水」「発電」といわれていますが…

- これまでの河川改修で、過去最大級の洪水が来ても球磨川からあふれません。今後も、河川改修や山林の保水力の向上などによる「総合治水」を進めていくべきです。ダムに頼る治水は危険です！
- 多数の農家が「川辺川ダムからの農業用水は不要だ」として裁判を起こしています。川辺川ダムによる利水事業は地域の現状にあいません。
- 川辺川ダムの計画発電量は、ダム建設により水没する現在使用されている発電所の発電量をおぎなうに過ぎません。

荒瀬ダムの撤去が正式に決まりました。「ダムをこわす時代」が球磨川から始まっています。

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会 人吉市九日町36-3F くま川ハウス TEL/FAX(0966)24-9929

泥棒(リストラ水機構)が追い銭(40%UP,1010 億円増額)を要求?!徳山ダム建設工事をただちに凍結せよ!

利水者(岐阜県・愛知県・名古屋市)は撤退を! 03.11.09

(1) 徳山ダム裁判(行政訴訟・住民訴訟)ともに結審一判決待ち

□) 昨年12月25日、行政訴訟(事業認定取消訴訟:被告=国交省・収用裁決取消訴訟:被告=岐阜県収用委員会)結審。この裁判を通して、原告側は「水資源開発公団を事業者とする水資源開発施設・徳山ダムの受水予定地域において水需要が全く存在しない以上、当該事業認定は違法だ」と主張してきた(同時に徳山ダムによる「洪水調節」や「渇水対策」の欺瞞性も明らかにしてきた)。結審日以降に出してきた「被告側最終準備書面・補充書2」で被告側が「今後も水需要が伸びる理由」として強調したのが「朝シャン・ガーデニング」。いわく「シャワー付き洗面台が増加している。不況で個人消費が落ち込む中でガーデニング用品は売上が伸びている。」「朝シャン1回で120㍑の水を使う」。被告側は議論に追い込まれて、とうとうここまで議論をねじ曲げ、矮小化した。一つの村を完全に潰し、数千億円の公金を投入し、生態系を破壊して6億6000万トンの巨大ダムを作る理由が「朝シャン・ガーデニング」とは!!!

□) 行政訴訟の結審を受けて、裁判所は「住民訴訟(「徳山ダム工業用水道水源費負担分」公金支出差止訴訟:被告=岐阜県)も行政訴訟と同時に判決を出したい」との意向を示し、急遽証人尋問が行われた(2月26日)。証人として出廷した前岐阜県水資源課長は、原告代理人からの質問に対して「知らない」「分からぬ」を連発。岐阜県の水需要予測が根拠のない無責任なものであることを露呈した。3月26日、住民訴訟結審。

□) 裁判所は、判決言い渡し日の1ヶ月前に連絡する、とのことだが、11月9日現在、連絡はない。結審以降大きく展開した「徳山ダム問題」をいかに扱うか、苦慮しているのではなかろうか(もちろん、法律の建前から言えば、結審以後の事情及び世論や政治の動向が、判決に影響を与えるはずがないのであるが、実際には・・・)。

(2) 7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウムへ

□) 4月、「7. 12シンポジウム実行委員会」の発足

2月、運営委員会で徳山ダム裁判判決に向けての運動の組み立てを話し合う中で、「6月か7月に、名古屋で“長良川河口堰と徳山ダムとは同根の問題である(木曽川水系水資源開発基本計画)”ことを明らかにして、徳山ダム問題を訴えるシンポジウムを行う」という方針を出した。「名古屋で」というのは、様々な問題に対して自覺的・行動的な市民でも「徳山ダムは岐阜県の問題。名古屋市や愛知県の問題ではない」と思っている人が少なからず居ることを知ったと同時に、運動の新たな展開のためには、東海地方の中心・名古屋での運動も欠かせないと考えたからである。

さっそく長良川河口堰住民訴訟原告の方々に連絡をとって賛同を得、4月に「7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウム実行委員会(参加団体11団体)」を立ち上げた。

□) 5, 6, 7月; 徳山ダム事業費増額が問題化すること及び水資源機構への改組問題に気づく
現行事業実施計画では、徳山ダム事業費 2540 億円(1985 年単価)となっているが、来年度予算要求でこれを超過することは確実。そこで当会は「2540 億円を超えて事業費を出すなら、広

範な論議に付すべき。いったん工事凍結を」という申入れを行うべく、5月半ばから、国交省中部地整の担当者に面会を求めて折衝。しかし担当者は「現段階では何もお答えできない。名古屋までお運び頂く意味がない」と繰り返すのみ。結局6月4日にこれまでに使った金額と増額変更手続についての「質問書」中部地整流域調整官Y氏宛に投函・郵送した。

そうしたら、である。6月7日の中日新聞(東海地域では発行部数最大)朝刊1面トップに大きく「徳山ダム さらに1000億円超」の記事が載った。

週明け6月9日から、国交省中部地整、本省河川局、水公団中部支社、岐阜県、電源開発等に電話での質問攻勢をかけた。「具体的なことは何も分からない」「利水者にも何も相談していない」「治水分を負担する岐阜県、三重県にも、発電事業の起業者である電源開発(株)にも話はしていない」、しかし「8月上旬に増額金額を示したい。12月に事業実施計画変更の予定」との情報をもぎ取った。

一方、同じ6月7日の「中部の環境を考える会」の徳山ダム工事現場見学において、案内役の水公団職員が「10月1日から水資源機構となります」と嬉しそうに宣った。「そうだよ!原則的に新規利水を行わないはずの水機構が、大幅に事業費を増額して、全く需要の発生しない水資源開発施設・徳山ダムを建設するとは何事ぞ!」と気づいて(余りにも明白な不合理は、意外に気づかないものだ、という典型)、6月12日に中村敦夫議員に質問主意書の提出を依頼した(主意書一答弁書は当会HP & 中村敦夫議員HPに掲載)。

□) 7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウム

当日は、150部用意した資料が全部なくなり、会場がいっぱいになった。結構長時間のシンポだったが、参加者は皆、最後まで集中して盛り上がった。

<内容>

司会: 伊藤達也・波辺 泰

I 「木曽三川流域の水問題・関連裁判の現状」

全体の概要説明: 伊藤達也(金城学院大、長良川河口堰住民訴訟愛知原告)

愛 知: 山内 悟(半田市議、長良川河口堰の水を考える住民の会)

三 重: 大森 恵(長島町議、長良川河口堰住民訴訟三重原告)

岐 阜: 近藤ゆり子(徳山ダム建設中止を求める会、徳山ダム裁判原告)

名 古 墓: 武藤 仁(名古屋水道労働組合、徳山ダム裁判原告)

II 「徳山ダムの抱える問題点」

水は余っている: 富樫幸一(岐阜大)

負担はどうなる: 竹内裕詞(徳山ダム裁判弁護団)

裁判という方法: 在間正史(徳山ダム、河口堰愛知・三重裁判弁護団)

III ディスカッション

シンポ後の実行委の会議で、「7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウム実行委員会」の名で、(3)の申し入れ行動を行うことを決めた。

(3) 7月25日=国交省中部地整・水公団中部支社、8月7日=名古屋市への申し入れ

□) 中部地整 流域調整官・山内博/河川環境課長・岩下友也

<今年度で約2460億円を使ってしまう以上、ダムを完成させるとしたら事業費増額が避けられない。増額予定があるなら、早期に明らかにして、広く世論に問うべき>

山内: 事業費増額に関してはまだ今積算中。関係する利水者・治水関係県にお話をした上でご理解頂く所存である。利水容量から治水容量への振替は今のところ考えていない。

<長良川河口堰・徳山ダムは水資源政策の明白な失敗例。歴史的検証に耐え得るものではない>

岩下: 国土審議会水資源開発分科会木曽川部会は、7月4日に第1回部会をもった。木曽川部

会では、既成施設にまで踏み込んで検討する。

<開発水に需要がなく、かつ完成するには大幅な事業費増額を要することが明らかである以上、徳山ダム建設工事はとにかく直ちに凍結すべき>

山内：木曽川水系は利水安全度が低い。また、国交省は河川管理者として治水に責任がある。利水、発電の如何に関わらず、平成19年度完成の責務がある。

□) 水公団中部支社 第一設計課長・引地／工務課長・宮本

<現行事業費ほぼ使い切るまで増額を明らかにして来なかつた。いつ数字を明らかにするのか>

1985年には、本体設計の詳細はできていなかつた。精度を上げた。民間の見積と違って物価上昇などを織り込めない。増額数字は積算中。時期が来たら説明／責任を果たす。

<撤退新ルール＝水資源機構法施行令18条2項の「当該新築又は改築に要する費用の額」とは、徳山ダムにおいては、事業実施計画が変更されない限り、2540億円を指すと考えて良い？>

分からぬ。公団本社第一工務部工務課長・小林に訊いてほしい。

□) 名古屋市…「お客様担当」のような者が出てきて、「何もお答えすることはできません。担当者に伝えます」の一点張り。

(4) 水公団の「徳山ダム事業費1010億円増額」発表と岐阜県交渉

□) 8月8日（「8月上旬」の平日の最終日。従つてこの日は予測できた）水公団は「徳山ダム事業費の1010億円増額」を発表した。（当会の見解は、<http://tokuyama-damcsidcom/>に掲載）

この「発表」はあくまでも「発表」であつて、利水者に説明したのは8月20日。そして8月27日には、1010億円増額を前提に現行事業費2540億円を超過する180億円の概算要求を行っている。

□) 当然のことながら、徳山ダム事業費1010億円増額（4割増額）については、保守層内部でも「超・不評」で、徳山ダム建設推進勢力の筆頭である梶原・岐阜県知事でさえ「（事業費変更に）同意しない選択も、もちろんありうる」とのポーズ発言（03.08.20 中日新聞）をせざるをえなかつた。

□) 8月28日、当会として、岐阜県に対して「① 徳山ダム事業実施計画変更に対して費用負担同意を与えないこと。② 徳山ダム建設事業から撤退すること。」を申し入れた。

①の回答「1010億円増額される事業費の内容についての調査が出来ていないので、負担の同意はしていない。岐阜県としてフルプランの見直し（2015年の需給想定調査）を12月末までに出した上で3県1市と話し合つて結論を出す。フルプラン変更の閣議決定を経てから事業実施計画変更・費用負担同意があると考えている」 ②の回答「撤退はしない。治水上中断も撤退もしないと（中断したりすれば治水上の瑕疵を問われかねない。）」→「治水からの撤退は法律的にありえない」とのこちら側の指摘で、後にこの部分は修正。

その他「フルプランを策定する際、利水に関する数値を各自治体から聞き取りをしない。県独自で数値を出す。また、策定結果を自治体に知らせることもしない。」「1010億円増額の同意はできない」「撤退新ルール」はよく分からぬ。水公団からは説明がなく、厚労省、経産省から聞いた。

費用負担増の同意はしいないといいつつ、撤退はしないということは矛盾しないか？1010億円を5%～10%レスされたら費用負担同意するのということか？という問い合わせに対して無言。

(5) 「撤退新ルール」＝水資源機構法施行令（18条～42条）

□) 7月1日付官庁速報に、「自治体、企業のダム撤退で新ルール＝費用分担を明文化、過大投資防止－政府」という記事が載り、「ダム事業から撤退する際の費用分担ルールを新たに策定する。…事業者が撤退しやすい環境を整え、過大な投資を防ぐ。」「現在、関係省庁で調整を進めており、早ければ7月中旬の閣議で、水資源機構（現在は水資源開発公団、今年10月に改組）設置法の政令案を決定。」と伝えられた。

この時点で、中部地整流域調整官氏は、「水資源機構法施行令に関しては本省の方で協議が続いていることは知っていますが、内容に関しても、いつ決定するかということも、私はよく知らない」とのこと(*1)なので、本省に電話。「7月18日に閣議決定。決定したらHPに載せます。HPのアドレスをアクセスでお知らせします」とのご親切なお申し出。しかし連休明けの22日夕方になつても、HPアドレスが入らない。再三(*2)電話してやつとアドレスを入手した。「22日になって内閣法制局の修正が入つて掲載が遅れた」とのこと(*3)。

*1：出先機関と本省との情報格差は甚だしい。中央集権であること改めて思い知らされる。

*2：官庁というところは不思議なところである。官僚は常に「個人ではなく組織」を全面に押し出すにも関わらず、質問等に関しては（些細な事実の確認であつても）担当者以外では、まるで話が通じない。民間企業では、補助的業務しかさせて貰えないOL（古い！）でも、ファイルを見ればすぐ分かることくらいは答える、そうでなければ取引先から文句が出る。

*3：「閣議決定後に修正なんですか？」 首相官邸HPの「閣議案件 平成15年07月18日（金）」に「独立行政法人水資源機構法施行令（国土交通・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）」と載っているが、「独立行政法人水資源機構法施行令」は「平成15年7月24日政令第329号」である。いかにギリギリまで文言が揉めたかが推察できる。

□) この「撤退新ルール」が、「事業者が撤退しやすい環境を整え」るものなのか、反対に不要な水資源開発事業に固執させるものとなるか、は撤退者の負担する「不要支出額」（18条2項）が幾らなのかに大きく影響される。

18条2項：この章において「不要支出額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の縮小があった場合において、当該新築又は改築に要する費用の額と、当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額との差額をいう。

ところが、8月11日時点で、徳山ダムにおいて「当該新築又は改築に要する費用」がいくらなのか（現行事業実施計画上の事業費＝2540億円か、それとも水公団発表の3550億円か）の解釈が、国交省と水公団とで全く違うことが判明。

水公団は「撤退なんかすると大変な残務処理費用を負担することになるぞ。撤退新ルールは『撤退させない』ルール」と解釈しようとしていた。長時間にわたる電話での議論（水公団側は「私が担当」と称していた人物が、「私には分からぬ、法令担当者に訊いて」と途中で選手交代）の末、「治水課のN補佐に確かめてくれ」と投げてきた。

以下、『当該新築又は改築に要する費用の額』＝A、『当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額』（バーチャルなもの）＝B、『現行事業実施計画に基づく額』＝C

03.08.11 18:50

N：「一般論として Aは『a すでに執行した額 及び b これから執行する額』であり、a については、執行時に実際に必要とした額である。Bはバーチャルな額であるから、Cを出した際の単価で積算するしかない。『b これから執行する額』については、AにもBも同額になるから、相殺されて0となる。Bの中の a に相当する部分の積算額と aとの差額が不要支出額となる」

近藤：「一般論は条文を読んで無理なく解釈できる範囲で納得。問題は徳山ダムのように、Aを大幅増額しなければ完成できないことが明白な場合である。水公団はAはCと関わりなく、残務

処理費用を含むと言い、Cを大幅に上回ることもあり得ると言う」

N：「個別の場合は、個別の問題がありうる。特に撤退によりアロケの変更があり得るので、ある撤退者において、当初予定されていた額を超えることはあり得る。これは撤退とか縮小の具体的な数字を出さないと計算できない。まだそういう試算はしていない。

しかし、Aは、原則としてCが基準となり、総額においてCを大幅に超えることにはならない。水公団が何と言ったのか、確かめてみたい」

03.08.12 16:00

N：「公団の方が誤解を与えたようだ」

□）「撤退新ルール」は、条文自体が難解であり、ダム問題に詳しい弁護士・研究者・市民でもなかなか分かりづらい。市民に「撤退する、しない、どちらが得か考えてみよう」と提示する上でも、中心的メンバーだけでも、学習会をもって理解を深める必要がある、ということで、8月半ばの「7. 12シンポ実行委」で、9月3日に「撤退ルール」学習会を設定した。急なことで、会場は名古屋市教育館の講堂しか取れなかつた。「場所が大きすぎて、何だか寂しいことになりそう」というのが、会議中に電話で会場の仮押さえをしたときのメンバーの感想であつた。

ところが、9月3日当日は、遠く関西からも参加があつて、100名以上の大盛況であった。シンポ実行委代表の伊藤氏も、講師の在間氏も、いったん会場に入りかけて、??と後戻り。「あまりにも人数が多いので、会場を間違えたと思った」

結果的には大きな会場しか押さえられなつたことが幸いした。ただ、中味は、水資源政策一ダム問題についてかなり詳しいことを知っていることが前提のものだった（「木曽川フルプランエリア」「事業実施計画」「費用負担同意」「用途別配分容量」「特殊法人等整理合理化計画」「特定施設」といった言葉が解説なしで飛び交い、講師は「分離費用身替わり建設費妥当支出法」の解説に熱を入れ、質問は研究者と関西からの参加者からの相当に高度なものばかり）ので、多くの参加者には理解しにくかったと反省している。（学習会資料は当会HPに掲載）

（6）「徳山ダムをやめさせる会」発足～（下記に関係する文書の大部分は当会HPに掲載）

□）7. 12「徳山ダムは名古屋の問題」シンポジウム実行委員会を発展的に解消して、9月11日、新たに”徳山ダム建設事業及び関係する諸事業をやめさせることを目的とする”「徳山ダムをやめさせる会」を発足させた。

共同代表：在間正史・伊藤達也

副代表：竹内裕詞

事務局長：渡辺泰

事務局次長：近藤ゆり子

事務局：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名水労気付 渡辺泰

TEL:052-971-3105/FAX:052-971-3692 Email:meisuiro2@topaz.ocn.ne.jp

郵便振替口座 00880-8-69595（徳山ダムをやめさせる会）

□）10月8日、徳山ダムをやめさせる会として愛知県に対し、①事業費増額に伴う事業実施計画変更において費用負担に同意しない、②徳山ダム事業から撤退することを申し入れた。

「できれば10月いっぱいに需要想定の作業を終わりたい」「フルプラン全部変更閣議決定の後に事業実施計画変更があると認識している」

□）名古屋市からは未だ何も聞こえてこない（再交渉の約束をしているが、返事がない）が、岐阜県と愛知県は両方とも”フルプラン全部変更”閣議決定後に、費用負担同意－事業実施計画変更がある」という認識を示した。

①「事業費増額問題」に「容量配分の変更を伴うフルプラン全部変更（利水→治水、それとも利水→無効水量？）」が絡むことがほぼ確実。②フルプラン全部変更が、来年度予算に間に合うようにそそくさと片づけるとは考えにくいので、来年度予算編成には事業実施計画の増額

変更は間に合わない可能性が高い。そうであれば本来は来年度予算は2540億円の内の残りの90億円止まり、ということになるはずである。③ところが「事業実施計画変更がなくても、遅くない時期に増額の費用負担同意が得られることを前提に2540億円を超過する予算を組む」という動きも見える。それは「法の予定しないところ」（=違法）だが、国が「よくやること」もある。この手の違法を許さない世論を形成していく必要がある。

□）利水者2県1市（=岐阜県・愛知県・名古屋市）一斉監査請求

竹内副代表が「多少縁のある」名古屋市民オンブズマンのグループに働きかけ、「名古屋市民オンブズマンの呼びかけによる一斉監査請求」の動きを作った。

10月8日の愛知県交渉の前の立ち話で監査請求書の土台（=名古屋市監査委員会宛）を確認し、その午後には愛知県用、岐阜県用の文面を作成して印刷・発送するという強行スケジュール。

10月17日に、岐阜県121名分（旧徳山村民、02年7月10日の荒崎地区浸水被害^(*4)者も請求人になっている（それぞれ複数））、名古屋市42名分、愛知県74名分のが監査請求書を提出。

*4：徳山ダム推進勢力はこの浸水被害を最大限利用しようとしている。しかし（当然のことながら）徳山ダムが出来れば浸水被害はなくせる、というのはウソである（国交省は「徳山ダムが完成すれば、本川の水位低減が得られるから、何らかの効果が得られるはず」としか言わない）

11月5日、名古屋市監査委員会で、意見陳述を行った。在間代表・竹内副代表が分担して主要な陳述を行い、あと4人が短くそれぞれの意見を述べた。

□）中部地整事業評価監視委員会（10月9日）に「意見書」を提出一事業評価監視委員会は「継続判断持ち越し」。

徳山ダム事業の「再評価」は、2001年に行われているので、今回、徳山ダム事業を対象にしたのは、事業費の大幅増額発表を受けてのイレギュラーなもの（網中事業評価監視委員長の談より）であった。「委員への意見書の事前配布」についての折衝を通して、「ペンドィング結論」となることは読めた。新聞によれば、委員は水機構に”いきなり大幅増額とは何事だ”と批判したそうである。「2年前の再評価は何だった」「信じられない1010億円増額」。しかし、2001年の事業評価監視委への提出資料の中に「2877億円（H9年度単価）」という数字が出てきているし、現場を視察したのだから「進捗率（=事業費消化率）」と堤体工事の実際を見れば、2540億円では済まないことは明らかであったはず。この手の委員会の委員の水準がどの程度かを証明したようなものだと感じてしまう。

□）10月22日、フルプラン需給想定調査に関する岐阜県との意見交換会

8月28日の交渉で、岐阜県水資源課はフルプラン需給想定調査にあたって「市町村の計画や意向のヒアリングはしない」と言い、さらに10月3日に建設管理局長が県議会に「広域的、長期的観点から行うことだから、県が行う」として市町村や企業など利用者に見込みをたずねない方針を明らかにした。

この報道を受けて、私たち「徳山ダム建設中止を求める会」と富樫幸一岐阜大助教授は、岐阜県に対して「(1)今回の岐阜県の需給想定調査の方法について訊く (2)岐阜県の水需要予測の度重なる誤りについて指摘する (3)あるべき水需要予測の方法について意見を述べる」という意見交換会を申し入れた。岐阜県水資源課加藤補佐は「富樫先生のご意見を承りたい」との殊勝な態度で、10月22日に意見交換会（ほとんど富樫レクチュア）をもった。

水資源課からは加藤補佐、岩清水補佐、上下水道課からは高木補佐、窪田主任技師が参加。

事前に「中止を求める会」からも相当に詳しい資料（これまでの岐阜県予測と大垣地域の実績・計画との乖離）を提供し、富樫さんからも懇切丁寧なペーパーが提供されていたが、富樫

レクチュアの内容が何とか理解できたのは、加藤補佐と窪田技師だけ。高木氏は全く理解できなかった（その後上下水道課を訪問して説明しなおしたが、今も全く理解できていない）。若い窪田技師がDSM (Demand Side Management) を知らなかったのには少々驚いた。

この意見交換会の締めくくりに、フルプラン需給想定調査の一応の数字が出、かつ決まってしまう前に、再度の意見交換会をもって、「一応の数字」の是非、あるべき数字について議論することを強く求めた。

11月6日に再度の意見交換会の具体的な日時の案をもって県庁に担当者である加藤・水资源課補佐を訪ねたが、加藤氏の顔色は冴えなかった。「議会に数字を出す前に報道などに数字が出てしまったら、議会軽視という批判が来る、という否定的な意見が強い。自分としては、『数字が固まる』前に意見交換会をもてるよう努めたいが、難しい状況だ」と。

近藤=「議会に出てしまったら、その数字は決定になってしまう。議会に出した後、と言わいたら、『約束を反故にした』研究者のまともな意見にも耳を貸さないで、また誤りを犯そうとしている」と抗議せざるをえない

加藤=「おっしゃることは分かる。自分としては何とか意見交換会を実現したいと思うが、組織で決めることなので」「しかし人としてどうするべきか、と考えてしまう」

市民に情報を公開しない理由に「議会」が使われる（実際に「何で議会より先に出した！」と怒る）。実現は難しそうではあるが、少しずつでも市民の声に耳を貸さうという行政職員が現れ始めている。

□) 総選挙立候補予定者に対する公開質問状とその集約・公開

木曽川フルプランエリアのうちの「徳山ダムによる受益（？）地域」を念頭に愛知1区～10区及び岐阜県1区～3区の小選挙区立候補予定者42名に公開質問状を出した。

回答数 27名=60%（自民1/11、民主10/13、共産13/13、保守1/3、社民1/1、無所属1/1）

「マニフェスト選挙」という“流れ”にうまく乗せて、運動を始めてから初めて徳山ダムを一応の選挙争点にすることができた。

11月2日には「徳山ダムは要らない！投票に行こう！」という街頭宣伝活動を名古屋市の繁華街で行った。ビラの受け取りは非常に良かったし、熱心に話し込んで行く人も居た。

この総選挙への働きかけは以下の集会に集約しようと考えている。

お集まり下さい

「どうする？徳山ダム」—マニフェスト選挙の総括—

「マニフェスト」とこれまでの選挙公約とは違いは、いつまでに何をやるのかがはっきりしていることだと言われます。「マニフェストもやっぱりただの選挙用の甘言だった…」

そんなことにはしない新代議士の義務、させない市民の責任があります。

マニフェスト選挙で当選した新代議士に、このデフレ経済下での徳山ダム事業費1010億円 増加という地元の大問題を、具体的にどう解決していくのか、しっかりと聞いています。

とき：11月25日（火） 18時～

ところ：名古屋市教育館・講堂（名古屋市栄 地下鉄栄駅3番出口すぐ）

主催：徳山ダムをやめさせる会（共同代表：在間正史・伊藤達也）

問合せ先：事務局長 渡辺 泰 TEL:052-971-3105 / FAX:052-971-3692(名水労気付)

補：11月8日、メディア論を専攻する大学院生のFさんらが徳山ダム現地を「取材」する案内を兼ねて、徳山ダム工事現場「見学」に行きました。

「最近は、土曜・日曜もなく、昼夜兼行の突貫工事」と耳にしていましたが、いやはや凄いの何の。ダンプの数もその乱暴な運転ぶりも、これまで（何十回も行っているが）目にしたことはないものでした。

カネ詰まりでボロが（いよいよ多くの人の眼前に）出る前に、既成事実としてのダム堤体工事を進めてしまう、という「決意」がありあり。

先日HPに下請けの作業員という方からの投書で「粉塵を巻き散らして走るダンプ、違法燃料（重油）で真っ黒な排気、これが環境を守って作るダムか！」とありましたが、「真っ黒な排気」のダンプが次から次へと付け替え道路を猛スピードで走って行きます。トンネル内は排気でモヤっています。狭くてカーブも多いところも猛スピードで走り、多分紅葉狩りか何かであろう乗用車を追いかけて。カーブでダンプ同士が出くわして急ブレーキをかける場面も目撃しました。重大事故を起こしても不思議ではない（投書にも「このままではそのうち死人がです」とありましたが、本当に出そう）。

同じく投書に

> 私は今徳山ダム洪水吐きJVで仕事をさせてもらっている作業員です。無資格で当たり前のように仕事を強要します！

洪水吐き（水機構の職員も洪水吐きと発音する。前は私も洪水吐き、と言っていたのですが、文書では洪水吐きとなっていたの直したのですけど・・・）の具体的な工事は余りにも遠くてよくは分かりません。表面にコンクリートを流すための鉄筋の溶接作業と思われる火花が数ヵ所で光っていました。無資格で溶接作業をしているとしたら危険（作業者自身の危険、溶接が設計通りされなかつたりすることの危険）きわまりない。

見学バス内の説明で「平成18年の堤体完工を目指して、夜もライトで照らして工事を進めています」と得意そうに言うから「夜間にライトで照らすことの、自然生態系への影響については調査・検討したのか」と質問しました。「笑顔で案内」だけがお仕事のガイドさんにも、たまたま今日の見学についた徳山ダム建設所職員にも答えられるはずはない。毎年5300万円もかける「環境保全検討業務」（しつこく言いますが、これは「検討」するのが業務 であって、対策を実行する費用は別です）で、いかなる検討がなされたのか、訊かなくてはいけないようです。

「徳山ダム建設中止を求める会・事務局」 <http://tokuyama-dam.csidem.com/>
連載などを企画しています。皆さんに度々訪問して下さい。

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

〒523-0875 大垣町1-201-

TEL/FAX0584-487-4119 Email:k-yuriko@octn.jp

<http://tokuyama-damcsidem.com/>

郵便振替：00800-7-31632

設楽ダム問題の現状と課題

豊川を守る住民連絡会議

事務局長 松倉 源造

国土交通省中部地方整備局が、01年11月、豊川水系河川整備計画を策定・公表して2年が経ちました。この間、02年9月には、設楽ダム調査事務所（現・設楽ダム工事事務所。以下、起業者という）と設楽ダム水没関係者の組織である設楽ダム対策協議会が用地調査を認める覚書に調印し、一件ごとの用地測量と物件調査が、何の抵抗もなく進められています。一方、こういう現地の状況を見計らってか、はたまた下流受益団体による恒例の陳情が功を奏したか、国では設楽ダム建設事業費予算を、今年度、13億余円付けるとともに、設楽ダム調査事務所を設楽ダム工事事務所に格上げし、「建設段階に入った」とばかり勢いづき、ついで「建設協力協定を結べ」と地元・設楽町に迫り、ついに、この10月20日、愛知県知事を立会人として設楽ダム建設推進協定を結ばせたのでした。法的には何の意味もない協定ですが、これまで<調査と建設は別>だと己を慰めてきた論理を放擲し、「地域振興策を中心に、これまで国・県と結んだすべての確認事項を一度整理し」、37項目からなる「事前確約事項」（設楽町の照会および国・県の回答）を改めて結び直すことにした代わりに、「われわれ（設楽町）も建設推進に協力する」と態度を一変させたわけです。

しかし、肝心の設楽ダム対策協議会（以下、対策協という）も決して一枚岩ではありません。ダム予定地に山林を持つ地権者部会の主要メンバーは起業者が自分たちの土地に入ることを認めていませんでした。問題は、この態度をいつまで続けることができるかです。これまで地権者グループとして自分たちの土地への起業者立ち入りを認めてきましたが、かといって、この方針を水没予定者たちに押しつけることはせず、対策協としては水没者部会の立場を全体として受け入れてきたからです。用地調査を認める覚書調印が、その好例でした。

反対に、これまで水没者部会の意思が対策協の方針決定を左右したとはいえ、今後はどうなることか、これも分かりません。補償基準が提示されるとき、水没予定者のなかで、家屋だけ持つ人・宅地と家屋を持つ人・宅地も家屋も山林も持つ人の間で、利害関係が分かれることになるかも知れません。補償基準が低いからと不満が出て、徳山ダムの先例のように、対策協として基準を返上したところで、浮き足立った住民たちが2次回答をいつまでも待つことができるでしょうか。さらに、補償基準については、これを対策協で妥結するとして、個別交渉になれば、利害は戸毎に異なります。しかも、戸

毎の交渉は秘密裏に行われますから、親子同士・隣人同士・親戚同士であれ、お互い疑心暗鬼が先立つことでしょう。結果は、水没関係者全員が低額補償で押さえ込まれてしまうことは間違ありません。

考えてみると、補償基準が示されるまでには、まだ年月がかかるでしょう。水没予定者の生活再建の問題もあります。周辺整備を含めて地域振興の問題も残っています。たとえば、設楽ダム建設推進協定を結ぶ羽目になった「事前確約事項」37項目のうち、最重要課題は水没者および残存者の生活再建でしょう。移転地の確保、生活再建にかかる融資・税の優遇措置、最就職の斡旋、生活再建資金の交付などです。これらの要求に対する国・県の回答は、しかし、いずれも「…働きかけてまいります」「…努力してまいります」と曖昧模糊としており、明確な言質は極力避けてあります。地域振興についても大同小異です。こちらは、目の前に設楽町を含む北設楽郡5町村の合併問題がぶら下がっています。国・県としても安易な回答はできないという思惑もあるのでしょうか。設楽町長選挙も近づいていて、しかも対立候補も予定されているのです。ところが（だから、といった方が正確かも知れませんが）、現町長は報道機関に対して「国が精いっぱいの努力と誠意を見せてくれた」と胸を張っているのです。いったい、その根拠はどこにあるのでしょうか。町長自身の家屋敷がダム建設で水没するという事実が微妙に町長としての判断にも影響している、といったら言い過ぎでしょうか。

いずれにしろ、「ヘビの生殺し」状態が30年も続いた結果なのですから、かつて「設楽ダム絶対反対」を呼号してともに闘ってきた人々が70歳、80歳の高齢になって全面降伏をしたからといって、「変節漢」呼ばわりすることは、概してはならないでしょう。とはいえ、現町長の行政責任は、これを免罪することはできません。かつてのダム反対組織（設楽ダム反対連絡協議会=反対協）の責任者（第3代委員長）としての言動を今になって争っても、これは時効かも知れませんが、92年、反対協を自らの手で解散して（対策協をつくらせ、自らは）設楽町長に転身し、設楽ダム実施計画調査を全面的に了解したこと、また、96年に、設楽町の総合計画に「ダムインパクト・ビジョン」を明記させたこと、さらに、98年、ダム規模を8千万トンから1億トン規模に計画変更したこと、そして今回、建設推進協定を締結したことなどの責任を、です。このまま進むと、ダム建設反対運動の歴史にとって、水源地の生活再建と地域振興にとって、設楽ダムの事例は最悪のコースをたどったと、後世、判断されるのは必定です。

私たち・豊川流域中下流の市民は、起業者側が設楽ダム必要論の根拠としてきた豊川水系の治水と利水について、長年にわたって調査と学習を重ね、機会あるごとに批判を加え、あるいは具体的な代替案を提起してきました。それどころか、豊川水系河川整備

設楽ダム建設を容認

03.10.29 町、国と推進協定締結へ

国土交通省が設楽町に建設を計画している設楽ダムをめぐり、同町と同省中部地方整備局は、「設楽ダム建設事業の推進に関する協定」を20日で結ぶことを決めた。同町は、ダム建設の用地測量などの調査に関してはすでに容認していたが、建設についても事実上、容認する立場をとることになった。

着工への手続きに弾み

今回の調印は法的な意味合いはないが、同ダム建設に向けて今後、建設予定地の補償基準の調査

的だ。ダム建設の見直し論議が進む中、設楽ダムは建設に向けて大きな節目を迎えた。

水量8千万トンから1億トンにかさ上げなど、節目ごとに調印を交わしていくことになった。

年4月、同局設楽ダム調査事務所(新城市)が工事事務所に格上げされたことから、同局から建設推進の協定を締結するよう同町に要請があった。

協定調印は、神田真秋知事の立ち会いにより知事公館で、後藤町長と中部地方整備局長の間で結ばれる。

「時代錯誤だ」「設楽ダム計画の見直

備、水没対象者の生活再建の確保、公共施設への補償、水源地として下流域交流を活発化させる施策などを求めた。

確約事項の回答は「信頼関係が築ける返答」と

同町は判断し、同局との協定調印となった。これ

により、ダム建設につい

て同町が協力する姿勢を鮮明にすることになる。

後藤米治町長は「町が提起した要望に、国が精いっぱいの努力と誠意を見せてくれた。協定はダム問題の全面解決に向けて、前進させるものになる」と話した。

親密さをPRする大村氏を応援する候補する臣民前職の大

石原国交相が10月15日、小県内閣の顔となつた。

会」の鷲田豊明会長は、各地でダム建設が中止

「協定調印は流域住民を

なり、建設に問題あり

しを求める豊橋市民の納得させる一つの儀式

13日、愛知13区から

大村氏を応援する候補する臣民前職の大



静岡県からの報告 (2003年11月12日)

静岡県周智郡森町亀久保に建設中の太田川ダム計画に疑問を持つ3市民団体（「太田川ダムはいらない」住民協議会、ネットワーク「安全な水を子どもたちに」、太田川水未来）は、大変微力ですが互いに協力して次のような運動を行ってきました。

勉強会として

12.8 ダムが自然界にあたえるもの

「天竜川はだれのものか」（天竜漁協 岩野大作さん）

原野谷ダムと太田川ダムの堆砂見積もり（研究会）

1.26 漁民の叫び「ダム排砂から豊饒の海富山湾を救いたい。」

佐藤宗雄さん（宇奈月ダム排砂差し止め裁判原告）

太田川ダムの水価の予測（研究会）

3.15 行政監査請求と行政訴訟のイロハ（渡辺正臣弁護士）

7.6 大井川農業用水不法転用問題（大東町藤原満代さん）

貴重な水資源の活用に、公正且つ合理的なルールの確立を（太田川ダム研究会）

2.9 人口推計と水需要の算定方法（思川 山本様）

8.31 住民監査請求検討中間報告会 評価 渡辺弁護士

（利水計画 高田、ダムの寿命と堆砂 岡本）

合同事務局会議 毎月1回のペース 10-20名が出席

行動、イベント

2.9 浜松駅前で街頭宣伝、署名活動

太田川の水は（淀川なみで）飲めない、（高過ぎて）買えない、（水余りで）いらない。

この日を中心に西遠州地域で浜松市に陳情、署名活動（2000）。議会に提出。

4月 統一地方選挙 西遠州地域の市民派議員の再選支援活動

7.5 ネット水 浜松市に太田川受水計画再検討を再度陳情

7.27 太田川下流域、七夕豪雨破堤箇所見学会。堤防はこの30年のあいだに相当かさ上げ、強化されていることを確認。

バーベキューを囲んで、市民派国會議員候補と懇談。

11月 総選挙 市民派候補の支援活動。

運動の成果

○週刊ダイヤモンド誌6.28号より、静岡県第3、4、5、6弾に太田川ダム問題と大井川農業用水ヤミ転用問題連載

○静岡県弁護士会太田川利水問題について県計画再検討申し入れ

○8.27 浜松市建設委員会 ネット水の陳情継続審議を決定

○浜北市議会 8.19 上水道受水問題特別委員会ネット水からヒアリング、9.19 建設環境委員会陳情採択！10本会議通過

○10.7 松谷 清県議農水委員会大井川農水問題で質問

10.31日 関東農政局は国土交通省中部中部地方整備局に目的外取水9ヶ所を停止、残り10ヶ所については工業用水水利権の取得を行う是正計画を報告。縦割り行政の壁破れるか。

専門家がいないために治水問題の検討が定性的なレベルに留まっています。基本高水量の再検討など、ぜひ水源連の御支援をいただきたいと思います。監査請求で最も重要な焦点となると思います。

静岡 「太田川ダムはいらない」住民協議会、
ネットワーク「安全な水を子どもたちに」
太田川水未来、太田川ダム研究会

川を取戻す村民運動（清津川その後）

2003.11.19

直轄ダム計画の中止答申以後、中里村では清津川が抱えるもう一つの問題、発電取水と流域変更問題に取組んできました。信濃川の小さな支流に過ぎない清津川は発電により何度もダムや堰堤で寸断され、その直下流は川原砂漠となっています。中でも、三俣取水堰による取水と流域変更（魚野川に導水）は80年もの間、下流域民に犠牲を強いてきました。年平均5ヶ月、最大8ヶ月は堰堤より一滴の水も流れない現状（融雪時と梅雨・台風の時のみ越水）では、下流域の農業・漁業・観光の振興に事欠いても当然です。平成17年に更新を迎える東京電力の水利権について、村では行政・議会・住民が協働で学習会・植林・イベントなど活動し、9月9日には「清津川水フォーラム」を開いて流域の声を広げ、10月15日「水利権更新に反対する署名簿」を国土交通省清治河川局長と東京電力本社大久保用地部長に提出しました。

（以下提出時の懇談内容から河川局長の発言を要約したもの）

局長：「それぞれの時代に望んでやったこと、状況の変化もあり、変わっていくものである。川本来の問題としてよい環境であって欲しいというのは河川局として気持ちは一緒。当時は積雪が多いことを利用して発電活用をしてきた。大正12年から利用している関係者を含めて考えないといけない。東電だけが理解を示しても、河川管理者としては利用するすべての面も考えないといけない。どこかが都合よくてもどこかが悪ければできない。ダムができていたら、川に流せる一定用量を確保できた。ダムはそのような目的で造るが、今はダム反対と言われる。価値観も違ってきてるので、水利権行政は80年やったことを整理しながらやっていく、時代に合うか合わないか…発電が公共とされてきたが、もっと広い意味での公共を考える時代である。言うだけのことはしっかりと言って話し合いをしたらいい。」

河川法上では「関係自治体」とは県を指し、「意見を聞く」とは知事の意見とされています。10月29日中里村で行われた「知事とふるさとを語る集い」で分水問題について質問し、県としての意見を求めました。（以下、知事の返答を要約したもの）

平山新潟県知事：「企業の事情からは直ちに中止は難しい、環境と企業利益の関わりがどうなるか…東電と関係自治体の間で話を進めて、解決できれ

ば一番いいがどうしてもできなかつたり、必要があれば県が調停する。大正時代もそうしたが、水問題は結局は県が入ることになる。地域との関係者の間でどうするか、今までと違う判断ができるのか、県がこうしなさいと言う権限はないが、決められなければ県が仲立ちする事になる。エネルギー問題は環境と発電が両立する時代、負担と貢献をふくめて、東京の人に理解してもらいたい。今すぐはできないが、関係者の話し合いの経過を見て判断したいので時間が欲しい。」

県の環境基本計画では総合的水開発として、「生態系の保全・回復に関する河川・湖沼・海岸事業の推進」「流域が連携した広域的な森林の環境保全機能確保」などもあげられており、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの役割を踏まえて積極的に取り組むことが重要とされています。

11月17日新潟県に対しても県知事宛ての同署名簿を提出しました。受理は川上副知事が代行し、県内報道各社がTV・新聞誌上で大きく取り扱いました。（以下、副知事の発言要旨）

川上副知事：「この問題について中里村の窮状は充分承っている、南魚沼（魚野川水系）の土地改良区がからんでいる。3者（東電・中里村・南魚沼）が関わっている問題。更に環境問題があることは事実。3者の利害があり、村長が言われるまで大胆にやれるかどうか…過去の事はよく理解していないが、30年ぶりの更新。県としては調停役であるが、まず、関係者で意見調整して話し合ってほしい。東京電力から配慮していただき、皆さんの意見を充分理解していきたい。地元で意見交換して利害関係を理解できればいい。お互いに顔が見える形でやるのが別々に話すよりいい。」

今後、第三者委員会（審議会？）を設置することの検討も含め、流域の声を生かしたテーブル作りが課題となります。両水系の水争いや企業の既得権問題でなく、総合的に両水系を見渡した環境問題として取組みたいと思います。

ふるさとの清津川を守る会事務局 藤ノ木信子

内海ダム再開発事業の委員会 1000人参加、推進決起 反対派は國に要望へ／香川

県の進める内海ダム再開発（新ダム建設）事業をめぐり、町内の自治連合会や商工会など13団体でつくる同事業促進実行委員会（川西寿一委員長）が16日、内海中学校で、18歳以上の社会人（対象者約8000人）から約8割の署名を集めてダム建設実現へ向けた決起大会を開いた。

大会には、住民約1000人が参加。川西委員長らが「74年、76年の大災害を二度と繰り返してはならない」「年々人口は減少しているが水使用料は増加している」など新ダムの必要性を強く主張。また建設予定地は、寒霞渓の景観に影響する位置ではないとし、「地震や環境に留意し、町民の生命・身体・財産を守る治水と安定した水の供給を図る」などを盛り込んだ決議案が採択された。

一方、1000本を超える立木トラスト参加者を集めて開発反対を訴える「自然（寒霞渓）と共に生きる会」（井本二六会長）など4団体は、石原伸晃国交相に、同事業見直しを求め、現地視察を要請する要望書を28日に提出する。要望書では、ダムを再開発しなくても別当川の河川改修、排水対策で災害を回避できるとし、水需給も既存のダムでまかなえると指摘。子孫のために自然を守るべきと主張している。

同ダム開発事業は今年1月末に、地元対策協議会と内海町間で工事着手に同意する協定が締結され、現在、用地買収に向け地権者に説明会を行なっている。

【永尾直子】（毎日新聞）

【11月18日21時33分更新】

国交省が2ダム総事業費倍増へ、関係自治体は負担増に

国土交通省は、建設中の八ッ場ダム（群馬県長野原町）と湯西川ダム（栃木県栗山村）の総事業費について、八ッ場ダムは約2110億円から約4600億円に、湯西川ダムは約880億円から約1840億円に引き上げる方針を固め、特定多目的ダム法に基づき、関係自治体の知事に意見照会した。

総事業費の引き上げにより関係自治体の負担金の大幅な増加が見込まれ、今後、波紋を広げそうだ。

関係者によると、基本計画の総事業費が倍増することについて、国交省は「計画時からの物価上昇や、地元補償基準がまとまったことなどを受け、工事費を精査して積算した結果」と説明しているという。

着工が大幅に遅れた両ダムについては、公共事業見直しの動きが強まる中、自治体の負担金支出を懸念する声も上がっている。ある自治体関係者は「大幅な引き上げによる負担増を、議会が納得してくれるだろうか」と苦慮している。

八ッ場ダムは1952年に建設計画が浮上。70年代に地元の反対運動が激化するなどして遅れ、86年7月に建設の基本計画が告示された。工期は2010年度までの予定で、東京、埼玉、千葉、群馬、茨城の5都県に水道用水などを供給する。

湯西川ダムは86年に基本計画を告示。工期は2011年度までの予定で、千葉県、茨城県などに水道水などを供給する。（読売新聞）

【11月19日3時9分更新】

荒谷に貯砂ダム建設 計画中止を決める--県公共事業評価委員会／徳島

県営長安口ダム（上那賀町）のたい積土砂を除去するため、荒谷川の渓谷「荒谷」に貯砂ダムを築いて埋め立てる県の計画について、県公共事業評価委員会は17日、県の答申通り中止することを決めた。土砂の除去問題自体は残されており、県は地元の意見をまとめ早急に対策を立てる。

県などによると、長安口ダム（56年完成）の土砂たい積が、木の伐採などで当初予想より早く進んだ。このため、県は荒谷に高さ約20メートルの貯砂ダムを建設。約7ヘクタールの範囲で荒谷を埋め尽くす計画（総事業費約90億円）を立て、進入路の建設にかかった。

しかし、流域住民や環境保護団体が「除去した土砂を、長安口ダム貯水池に流れこむ荒谷に捨てるのは矛盾」などと反対。94年までに道路の一部ができただけで事実上中断していた。

【鈴木健太郎】（毎日新聞）

【11月18日21時27分更新】